

北海道議會時報

第二卷 第三號

昭和二十五年三月

目次



◎第一回定例道議會.....	一
△提出案件	
△議事の経過	
△各派交渉會	
△昭和二十五年年度重點政策知事説明	
△昭和二十五年年度道費歳入歳出豫算案の概要	
△請願	
◎常任委員會.....	一八
△總務△衛生△衛生民生合同△經濟△商工△労働及び建築	
◎各種會合.....	一九
△道十一縣稅財制度改革實行委員會	
△全國議會議長會幹事會	
△電力事業再編成協議會	
雜録.....	二〇
△議員の動靜	
△北海道議會各黨役員調	
△アメリカ農業政策の動向を語る	
◎資料.....	二〇
△二月十日閣議決定北海道開發法案	

第一回定例道議會

昭和二十五年初の、第一回定例道議會は二月二十五日開會せられた。今回は昭和二十五年度當初豫算及びその他の重要議案についての審議が行われるのであるが、田中知事の標榜する二十五年度重點政策については凡ゆる角度より鋭い批判が加えられ、今後幾多の迂餘曲折はまぬがれないであろう。しかしして議會はこれらの重要案件を如何なるかたちにおいて決定するかが多に注目せられていたのであるがともあれ議案調査のため三月五日まで休會することゝなつた。

なお今回提出せられた案件並びにその経過はつぎの通りである。

▲知事から提出された議案

- 議案第一號 昭和二十五年度北海道費歳入歳出豫算
- 同第二號 昭和二十五年度北海道恩給基金歳入歳出豫算
- 同第三號 昭和二十五年度北海道小學校職員恩給金歳入歳出豫算
- 同第四號 昭和二十五年度北海道教育資金歳入歳出豫算
- 同第五號 昭和二十五年度北海道農産物検査費歳入歳出豫算
- 同第六號 昭和二十五年度北海道水産物検査費歳入歳出豫算
- 同第七號 昭和二十五年度北海道林産物検査費歳入歳出豫算
- 同第八號 昭和二十五年度北海道畜産物検査費歳入歳出豫算
- 同第九號 昭和二十五年度北海道畜産物検査費歳入歳出豫算
- 同第十號 昭和二十五年度北海道公有林費歳入歳出豫算
- 同第十一號 昭和二十五年度北海道轉貸資金歳入歳出豫算
- 同第十二號 昭和二十五年度北海道民有未墾地開發費歳入歳出豫算
- 同第十三號 昭和二十五年度北海道醫科大學費歳入歳出豫算
- 同第十四號 昭和二十五年度北海道病院費歳入歳出豫算
- 同第十五號 昭和二十五年度北海道地方競馬費歳入歳出豫算
- 同第十六號 昭和二十五年度北海道警自轉車競技費歳入歳出豫算
- 同第十七號 第三二八回北海道起債に關する件
- 同第十八號 第三一九回北海道起債に關する件

- 同第十九號 第三三〇回北海道起債に關する件
- 同第二十號 第三三一回北海道起債に關する件
- 同第二十一號 第三三二回北海道起債に關する件
- 同第二十二號 第三三三回北海道起債に關する件
- 同第二十三號 第三三四回北海道起債に關する件
- 同第二十四號 第三三五回北海道起債に關する件
- 同第二十五號 第三三六回北海道起債に關する件
- 同第二十六號 第三三七回北海道起債に關する件
- 同第二十七號 第三三八回北海道起債に關する件
- 同第二十八號 第三三九回北海道起債に關する件
- 同第二十九號 第三四〇回北海道起債に關する件
- 同第三十號 第三三一回北海道起債に關する件
- 同第三十一號 第三三二回北海道起債に關する件
- 同第三十二號 第三三三回北海道起債に關する件
- 同第三十三號 第三三四回北海道起債に關する件
- 同第三十四號 第三三五回北海道起債に關する件
- 同第三十五號 第三三六回北海道起債に關する件
- 同第三十六號 第三三七回北海道起債に關する件
- 同第三十七號 第三三八回北海道起債に關する件
- 同第三十八號 第三三九回北海道起債に關する件
- 同第三十九號 第三四〇回北海道起債に關する件
- 同第四十號 第三四一回北海道起債に關する件
- 同第四十一號 第三四二回北海道起債に關する件
- 同第四十二號 第三四三回北海道起債に關する件
- 同第四十三號 一時借入金の件
- 同第四十四號 北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第四十五號 北海道立青少年結核療養所條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第四十六號 北海道醫藥品検査濟證交付條例設定の件
- 同第四十七號 旅館業法施行條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第四十八號 人工妊しん中絶審査手数料條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第四十九號 公衆浴場法施行條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第五十號 特別會計の設定並びに特別會計の名稱變更の件

- 同 第五十一號 北海道恩給條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第五十二號 緊急造林獎勵條例設定の件
- 同 第五十三號 連合國軍要員物資配給代行機關に對し資金貸付の件
- 同 第五十四號 學校給食用物資代行機關に對し資金貸付の件
- 同 第五十五號 授産事業資金貸付の件
- 同 第五十六號 社團法人北海道信用保證協會資金貸付の件
- 同 第五十七號 北海道生業資金貸付條例設定の件
- 同 第五十八號 稅務職員に對する特別手當の支給に關する條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第五十九號 北海道立教育保養所使用料條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第六十號 北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第六十一號 札幌醫科大學條例設定の件

▲議事の經過

○二月二十五日午後一時十五分開議、客年十二月二十六日栃木縣今市市附近の震災發生に際し見舞電報を發送した旨報告、元衆議院議員山本厚三氏及び衆議院議員北二郎氏の逝去に際し弔詞を贈呈したる旨報告、會議録署名議員の選定及び諸般の報告、調査繼續中の外地同胞引揚對策特別委員會並びにさけ、ます處分に關する調査特別委員會を本會期においても存置することを決定、田中知事及び野口副知事より提出議案の説明を聴取、議案調査のため三月五日まで八日間休會することを決定して午後三時十分散會。

▲各派交渉會

第一回定例議會の開會初日における各派交渉會の議に上つた事項は次のとおりである。

○二月二十五日

- 一、會議豫定については明二十六日から三月五日まで休會、六日から十一日まで質疑、十三日から二十五日まで委員會とし月末までに閉會する。

一、外地同胞引揚對策及びさけ、ます處分調査の兩委員會は本會期においても繼續存置する。

一、齋藤商工委員長から電氣事業再編成問題につき中央折衝の經過を報告し、料金差の調整及び電源開發等につき考慮せざる現状のまゝに於いての分斷については反對であり、全國都道府縣議會幹事會においても要望として決議を求めたこと及び道議會の再度決議につき發言した。

一、田中知事（期成會長として）から北大法文學部資金募集につき議員個々の協力方を懇請、二百萬圓目標にて四月末日まで出来るだけ努力するに決した。

一、坂東議長から議事堂の建築年度についてこれを二十五年中とするにとつき各黨の研究を求めた。

なお開發廳問題に關し大體質問題終了後上京委員四、五名の派遣につき豫め諒解を求めた。

一、前國會議員の弔意方法は前道會議員と同様とすること及び追放該當者弔詞文は議長において考慮することに諒解した。

一、山口局長から會議規則申請願陳情等に關する改正案並びにその取扱内規につき説明諒解を求めた。

一、明二十六日から八日間議案調査のため休會に決した。

▲昭和二十五年重点政策知事説明

今回提出いたしました昭和二十五年北海道費歳入歳出豫算案の具體的内容につきましては、後刻野口副知事より詳細御説明申上げることといたしまして、私からは本年度豫算編成の根本方針と施策の重点に關して概要を申上げ、道議會の理解ある御審議と何分の御協力を御願ひ致したいと存じます。

顧みますれば、昭和二十二年四月、私が道民各位の意をうけて道行政執行の責任ある地位につきましたる際は、引つづく終戦後の混亂によつて政治、思想、經濟等がいずれも不安のうちに低迷し、中にも特に食糧危機は民生の安定を脅かし、産業活動もまたこれによつて危殆に瀕していたのであります。當時道内の遅欠配は六十日に垂んとし、一方主食供出の達成率は、僅かに八割に止まつた實情でありました。

かかる經濟危機を克服し、あわせて更に將來の復興に對する努力を展開するために、昭和二十三年度におきましては道政の大目標を、いわゆる六大重要政策、すなわち

(1)綜合開發の推進、(2)生産の増強、(3)道民生活の安定向上、(4)地方自治の確立と健全道財政の確立、(5)行政の徹底的民主化、(6)教育の振興——におき、これが實現のため努力して参つたのであります。更に諸般の情勢の推移を勘案し、昨二十四年度におきましては、右の重要政策のうちより次の重点——すなわち(1)綜合開發

計畫の確立、(2)生産の増強と輸出産業の振興、(3)勞働対策の強化、(4)引揚者対策の強化、(5)土木事業と災害復舊の促進、(6)保健衛生施設の擴充強化というがごとき六つの重点を指向し、これが強力なる推進を圖つたことは皆様御承知のところでありませう。

幸いにして道民各位の厚き御協力と道議會の絶大なる御支援とによつてそしてまた他面には終戦直後の甚しい虚脱状態を脱した國民經濟の總體的向上と歩調を一にして、最近における道經濟の復興にはある程度見るべきものがあるのであります。

一例を石炭にとりますれば、昭和二十二年年度の本道出炭高七百七十四萬噸から昭和二十四年度には推定実績壹千百萬噸へと實に四十二%の増加を見んとしているのであります。また食糧事情におきましても、最近は回滑なる食糧配給操作によりまして、遅欠配あるいは棚上げの惧ある事なく、特に主食供出につきましては本道農民各位の積極的な協力の下に、道民事部、その他關係團體の絶大なる御支援と相まつて、既に昨二十四年十二月末に達成率百二%という輝かしい成果をあげ、全國第一位を占めるに至りました。これこそは誠に農民各位の深き御理解と血のにじむ努力の賜でありましてこゝに深甚なる敬意と感謝の意を表する次第であります。なお昭和二十三年十二月發表せられました經濟安定九原則ならびにその具體化たる昨二十四年

四月以降のドッジ・ラインの推進により終戦いらい、さしにも猛威を振つたインフレーションも漸く終熄の緒についておりますことは各位御承知の通りであります。

しかしながらわれわれはかかる經濟の安定、ドッジ・ラインの推進とともに、そこにまた新たな諸矛盾の醸成せられつつある事實を見逃すことは出来ないのであります。そも、ドッジ安定計畫實施後のわが國經濟は財政購買力の縮減を端緒とする有効需要の不足に悩み、金づまりの弊は甚に満ちているのであります。本道はその特異性と後進性の故にこの安定途上の悩みを一層深刻に味いつつあると申さねばなりません。何となれば、ドッジ・ラインの影響が結局中小企業、および農村經濟において、そしてまた雇用問題、失業問題においてそのもつとも深刻なる様相を呈しておりますことは、後に述べるごとくであります。がこれに關連して見のがすことの出来ないのは、終戦後における本道の人口壓力の激増であります。終戦時三百五十萬人であつた人口は現在すでに二十%七十萬人を増加して四百二十萬人に達せんとし、その増加率においても東京都を除いては全國隨一なのであります。しかもその増加は單に人口の自然増加によるのみでなく四十萬人に達する外地特に樺太、千島よりの引揚者および本州よりの入植者の受け入れ等に基いておりますことは、本道人口動態の特色をなすものといえましよう。

その他林業、水産業、鑛業等の發達に比較して工業が遅れていること、従業員二百人以上の中小企業が全道工場数の九八%を占めるに拘らず生産額においては僅かに六%に過ぎないこと、道内の資本蓄積力の貧弱なこと、道外で消費する物資の多くを道外からの移入にまたねばならないこと、そしてまた最近では豊水期においてさえも二段制限を實施せねばならぬほど電力不足の甚しいこと等々の諸事實、諸現象は前述のドッジ・ラインの影響を擴大することはあつても、これを緩和する方向に働くものではないのであります。

先ず農村經濟の不況化を示す一つの例として日銀札幌支店調べの通貨滞留狀況調査について申し上げますと、いわゆる農村インフレのためなわであつた昭和二十一年六月には、本道の通貨の實に六十三%までが農村に止まつていたのであります、この比率は昭和二十三年六月には二十九%昨二十四年六月には二十五%と次第に減少しているのであります。

また農村における借入金は昭和二十二年末には五億圓でありましたものが昭和二十三年末には農業手形を含めて二十億圓、唯二十四年末においては同じく六十一億圓と著しく増大しているのであります。

次に企業整備およびこれに伴う失業者の發生狀況を見ますれば昨二十四年十二月現在においては六百十七件二萬千六百餘人を算するのであ

りますが、企業整備を餘儀なくした原因として經營不振、資金難、賣行難等全國共通の理由に加えて、特に電力難が挙げられ、また企業整備件数の首位に位する業種として製材木製品工業を見出すのはこれまた本道の特殊事情とみなすことが出来るのであります。

しかしながら以上述べたつたごとき現象もこれを達觀致しますれば、その中にある部分には久しきにわたつたインフレーションを克服するに際して當然經過すべき試練とみなさなければならぬのであります、いわばより高き復興への飛躍のふみ切り台としての安定を割り出すべき生みの悩みとも比することができるのであります。

かくして遠く眼を放つてわが國の長期的復興に思いをいたしますならば敗戦によつてその版圖の四割を喪い、明治維新當時と同一の領域に縮小した日本國民の眼が當時と同じ期待をもつてこそつて北に向ひられ、國土面積の二十%を占め、石炭資源の五十%森林及水産資源の夫々三十二%を包蔵するわが北海道を「北海の寶庫」と目するも蓋し自然の勢なのであります。

昨二十四年三月現内閣に北海道綜合開發審議會が設置せられ、その第一回總會の席上において吉田總理がその目的を「北海道資源の開發による經濟力の増強と人口問題に對する寄與」と述べておられるのは、前述の北海道によせる期待を端的に表現したものであるといえましよう

しかしながら私は右の開發の目的につけ加えて「北海道民生活文化の向上」を謳うことを忘れてはならないと確信いたしたのであります、機會ある毎にその趣旨を唱導してあるのであります。私、思いますにおよそあらゆる施策の究極の目標は、住民の生活文化の向上を指向せねばならないのであります、その意味からして綜合開發の「綜合」は單に資源の有機的綜合に止まることなく、これを住民文化との綜合にまで昂揚せねばならないのであります、かの米國テネシー溪谷開發の精神もそこにあると聞いておるのであります、かくの如き趣旨に沿つてこそ初めて道民の民主的な輿論の支持の下に開發を強力に推進することが出来るものであることを信じて疑わないのであります。

本道においてはその趣旨に則つて夙に道民の總意を反映する綜合開發調査委員會が設置せられ、その非常なる苦心によつて一昨二十三年秋、第一次計畫の取纏めを終えたのであります、今般政府におきましても、中央に北海道開發廳を設置すべくよりより準備を進めているのであります、本道と致しましては、現地民意の結集の上に綜合開發をより一層に推進すべき時期に際會していると申さねばなりません。

前述の如く、私、就任の當初は極端なる物資不足に基く當面の經濟危機切抜けに終始せねばならなかつたのであります。今や經濟も多少の安定の兆を見せて本格的復興を考慮する餘裕を

見出しうる事態と相成り、また他面、安定の裏面にひそむ諸矛盾はここに何等かの前進政策の展開によつてでなければ克服できないことがますます明かになつて来たのであります。われわれは本道開發による日本再建への寄與と道民生活文化の向上という道程において一つの關頭に立つているということができるのであります。

私はかかる前進的施策を強力かつ圓滑に展開すべき口として、昭和二十五年度においては、次の三大重點政策を強力に推進いたしたいと念願する次第であります。すなわち、その第一は、本道産業發展上最大のウィータポイントたる電源の開發であります。第二は、本道人口の約三分の一を占める農村經濟の安定發展對策であります。

そして第三は當面の經濟安定施策の社會的影響を緩和し、かつ新憲法によつて示された道民の基本的人權を擁護するための社會政策の推進であります。

以下これら三重點政策の意圖について説明申上げることにいたします。

先ず第一に電源の開發について申述べます。さきほど一言いたしました、本道の産業構造は既に屢々いわれてあります如く、非常に後進的な性格をもつてあります。即ち農林水産業や鑛業などの、いわば直接資源に即した産業は十分に發達しておりまして、例えば昭和二十三年における本道の生産額が全國生産額に占める割

合を見ますと農業及び林業において夫々約七%水産業において十九%、鑛業において二十八%となつております。

道人口の全國人口に對する割合は約五%でありますから、これらの産業については、かなり恵まれていい得るのであります。ところがこれらの資源産業の上に打樹てられるべき工業においては甚だ未發達でありまして、道の工業生産額の全國に占める割合は、同じく昭和二十三年において四%にすぎません。今後増大を豫想される遊休勞力を吸收活用し、道民所得を増加させるためには工業の振興が急務なのであります。

然らば工業振興の鍵は何かと申しますと、本道の場合、それはいうまでもなく電源の開發であります。元來工業生産と電力消費の間には極めて密接な關連性があるものでありまして、電力消費の大きな地方は一般に工業活動もまた販脈なのが常であります。然るに昨年における道民一人當りの電力消費量は全國平均の七割強程度にしか當つておらぬのでありまして、本道における電源開發の立遅れと工業振興の困難性とを如實に物語つていたのであります。戦前及び戦時中におきましては、本道の電力供給量は需要に對して比較的豊富でありましたが、終戦後におきましては當初は電力需給上かなりの餘裕を生じ、これを電氣製鹽、電氣ボイラー、家庭電熱等の面に利用するという方策がとられたの

でありました。しかるところ、戦後の産業復興に伴い石炭を主軸とする産業用電力需要は當初豫想した以上に目覺しい勢で伸長し、かくて昭和二十三年初頭より電力需給のバランスは急速に悪化し、これに對處して或はローソク送電を行つたり、二段制、三段制の電力制限ないしはピークカット緊急停電を行う等、相ついでに非常手段を取らざるを得なくなつたのであります。このため電力不足による企業整備、工場閉鎖など深刻な様相を示しつつ現在に至つたのであります。もちろんこの間、この電力危機を突破するために電源開發につきましては、種々の對策が進められてきたのでありまして昭和二十三年末には商工局立案による北海道電力擴充計畫即ち電力開發五カ年計畫が作成され、この計畫の線に沿つて江別水力、江別火力の増設、蘭越、久保内、然別第二の着工を手始めに五年間二六萬キロワットの開發を推進するために昭和二十四年二月に北海道電力對策協議會の結成を見たのであります。

しかしながら諸般の情勢の推移によりまして五カ年計畫の實施は現在すでに豫定よりも一年ずれており、このすれは今後一層擴大するおそれがありますし、また最近においては、いわゆる電力事業再編成問題の歸趨も他地區に比して不利な條件下にある本道の場合には見透しを許すものではありません。このように焦眉の急を要する本道の電力事情の改善には、あらゆる努力

を結集することが必要であると考えられるのであります。これに對處するために本年一月、廳内に電源開發推進本部を設置いたしました。電力五カ年計畫の推進と道營電源の開發に力を注ぐことにいたしましたわけであり、即ち昭和二十五年度はこれが大計畫樹立の第一年であり本格的な調査と準備の年でありますので、これが必要な經費を計上致しましたのであります。尙、雨龍川中流鷹泊の最大四、五〇〇キロワット幾春別芦別川の二股、桂澤、幌向太三地點の最大三三、〇〇〇キロワットの二つにつきましてはなるべく早く工事に着手したいと存じまして目下鋭意中央關係方面と折衝中であります。

この道營電源開發計畫はたゞに電力事情の緩和に資して工業生産の振興を圖るといふ目的のみ發したものではないのであります。それは本道綜合開發の一環として多面的な効果を狙つた計畫であります。例えば、只今申上げました鷹泊地點の開發の如きも、この水を灌漑に利用することによりまして、千二百二十町歩の新規開田と、三千九百二十町歩に亘る補水が可能となり、兩者を合計して約三萬石の米の増収が豫想されるのであります。同様に幾春別川の開發もその發電及び治水効果の外に灌漑による三千二百町歩の新規開田と、一萬三千百町歩の補水田から合計約九萬石の米が増収される豫定でありますし、更に飲料水、工業用水に悩む岩見澤市及びその周邊の地に貴重な用水を提供し得ること

となるのであります。

なお早期着工を豫定しております鷹泊及び桂澤の開發は、あくまでも本道における電力確保對策の一部分であり、出發點であるに過ぎません。即ちこのほかに電力開發五カ年計畫に含まれる其の他地點の開發、送變電施設の擴充強化道東、東北の電力不足地區における火力發電所の建設、自家用火力の動員、農漁村用小電源の開發、無煙火地帯の解消等、全道的な綜合電力對策協議會の密接な御協力をお願いしつゝ今後強力に推進して行くつもりであります。

第二は農村經濟の安定であります。先に述べました如きインフレーションの終熄や食糧事情の好轉は、國民生活安定の上に誠に喜ばしい現象である事には間違ないのですが、農村經濟を主體として考える場合には若干その意味が異つてくるのであります。即ちわが國の農村は戰時中からの收奪農法によりまして、その基盤が非常に脆弱化してきたにも拘らず、インフレの昂進と、食糧不足による農産物價格の割高とに支えられて、一時的な好景氣に恵まれ、生産基盤の弱さは、いわばインフレのヴェールの陰に隠されていたのであります。それが最近インフレもおさまり、食糧事情も好轉されるに及んで、農産物價格は相對的に下落の一途を辿り農家の収入は相對的に減少すると同時に企業合理化や行政整理、更には海外からの引揚等による農村への人口流入が激しく、この兩面から最

近に於ける農村の困窮は加つて來たのであります。本道の農村も決してその例外ではありません。寧ろ本道の場合は樺太千島からの引揚者が莫大な數に上りましただけに、事態はより深刻になつて參つたのであります。最近に於ける本道の農村が、どの程度に窮迫化しているかということは先刻申し述べた通りであります。

このような北海道農村の窮迫化はこれを、この儘に放置すれば、とり返しつけない段階に突入するやも計り難いとさえ考えられるのであります。加うるに今後に於きましては海外から割安な農産物が次第に輸入されるようになると思われ、此れ等の點を考慮して今から有効な農村安定策を講ずることによつて、農村の窮迫化を防止し、その生産基盤を健全化しておかねばならないと信するのであります。

然らばかゝる状態にある北海道農業の基本的なあり方は何であるかと申しますと、それは寒地農業の確立であり、無畜農家の解消であります。

昭和初頭に來襲したいわゆる經濟恐慌の一環としての農村恐慌時代に、一般農業はその嵐を眞正面に受けて甚大なる被害を被りましたが、その中であつて、寒地農業即ち畜畜化された多角經營農家の被害はそれ程甚しくなく、否逆に所有家畜數は漸増を示したという事實は雄辯にその經營方式の強さ、正しさを物語るものと斷言してもよいと考えるのであります。

農業の生産基盤を鞏固にするということは、土地と労働の生産力を向上させることであります。不幸にして本道は自然的條件に恵まれず、純然たる單作地帯であるばかりでなく、他の一毛作府縣に比しても生産力は低位であります。今後これを向上させる上には有畜化こそ最も有効な方策であると考えられるのであります。従いまして昭和二十五年以降に於きましては牝牛の貸付による北海道農業の有畜化を積極的に行つて行きたいと考えるのであります。有畜化によつて自家肥料の供給を豊かにし、更に酪農製品の販賣によつて農家經營を多角化し、且つ農家自體の蛋白供給源としても大きなプラスを與え得るものと私は確信するのであります。

土地の生産性を高める爲には、又土地改良と肥料の供給に充分力を盡さねばならぬことはいうまでもありません。土地改良については、暗渠客土灌溉工事及び農道の新設など計畫しております。更に積極的には耕地災害の復舊、酸性土壌の矯正、混層耕、心土耕のための施設及び補助を致すつもりであります。

肥料特に緑肥についてはこれを一層普及すべく努力すると共に、肥料全般に關する指導などを強力に行う豫定であります。

生産性を高めた土地には優良なる種苗こそ必要でありまして、そのために優良な種苗の生産並に普及、更に水稻温床苗代の助成に努めるつもりであります。なお又病蟲による被害を防止

するために藥品、機械の購入並びに指導を推進致したいと考えます。

以上述べてまいりました生産面の諸施策と並びまして農家經營及び流通の面におきましても大いに合理化して推進して行かねばなりません。本道は農業生産力が低位にあるばかりでなく、冷害防止の爲の諸経費がいたり、又労働が夏季に集中するために労賃が割高になる等、いくつかの不利な條件が重なつておりますので、生産から流通消費の全過程に亘つて徹底的な合理化をはかり、生産コストを出来る限り切下けることによつてのみ、始めて外國農産物との競争にも耐え得る基盤が形成されるのであります。流通面の對策としては先ず農産物の販賣乃至市場對策といたしまして、差當つて全道的に不足している農業倉庫の施設を増加させて流通を円滑にし、販路の擴大を計るべきであります。又營農資金その他についても莫大な經費を必要と致しますので、この點金融對策についても萬全を期したいと考えるのであります。

これらの點に關連致しまして農民自らの組織である農業協同組合の活動こそ眞に今後の農村經濟安定の主軸でありまして、これが指導育成については、より一層の努力を傾倒致したいと考えてるのであります。

第三は社會政策の推進であります。昨年の日本經濟は、いわゆるドッジ・ラインの實施によつて、一應通貨物價の安定を達成し、昭和二十五

年度からはこの安定を基盤として復興への第一歩を踏み出そうとしております。三大重點政策の第一に掲げました電源の開発も本道におけるその具體化の一つであるとも申すことができましよう。

しかしながら、インフレがとまつて貨幣價値が安定したと申しましてもそれによつて經濟全體が安定し、國民生活が安定致したとは申されないのであります。むしろドッジ・ラインの大きな狙いはインフレの終熄による企業乃至經濟全般の合理化ということにあると考えます。

従いまして基礎の鞏固な産業や企業は一層その度を強くいたしますが、然らざる産業や企業は次第に淘汰されて行かざるを得ないのであります。かくて經濟全體の安定化の中において、個別的に見た場合には逆に不安定化の傾向を辿る企業が特に中小企業において多いのであります。このような弱小企業の整理や淘汰から生じて来る離職者、大企業の合理化や行政整理による犠牲者、外地からの引揚者、及インフレの終熄によつて糊口の道を失つたもの等々、失業者の数は次第に増加しつゝありますし、失業者以外にも社會的救済を必要とする人々が年々増加を致しておるのであります。

こゝに昭和二十五年の三大重點政策の一環として社會政策の推進をとり上げねばならない所以があるのであります。

先ず失業者に對しましては、公共事業及道費

の各種事業によつて、これを出来るだけ吸収すると同時に、經濟基盤の擴充に資し、或は失業對策本部の推進によつて各部面にその吸収を策し、或は市町村に對する國費補助及び道費補助によつて失業對策事業を行う等、各種の對策を用意致さねばなりません。

また最近に於ける母子世帯、傷痍者、引揚者等の生活困窮の現狀に鑑みまして、これ等の人々に對しましては生業資金を貸付けることによつて、自立生活確保のための呼び水といたしますと同時に、道のみならず各市町村においても相當額を支出されるように要請する所存であります。更に道内に多數ある授産場も目下同様に資金難に陥り、機能を停止しているものもおりますので、これら授産場に對する運轉資金の貸付けも行う豫定であります。

またこの外に養老施設、虚弱兒施設、乳兒院、女子敎護院、簡易宿泊所の設置等、消極面に於ける社會政策をも併せ行いたいと考えるのであります。

次に切實な問題としての住宅であります。一般及び引揚者、入殖者を含めて現在の不足數は約十二萬戸であります。その原因は他府縣の場合に主として戦災や疎開による不足であるのに反して、本道の場合は樺太、千島を主とする外地引揚者や、産業労働者、開拓入殖者の人口受入によるものでありまして、今後も人口移入の老犬が豫想されておりますので、これに對す

る引揚者住宅及び庶民住宅の建設を助成すると共に、又母子のみの爲の母子寮の建築を計畫したのであります。

以上述べました如き各種の社會政策を強力に實施することによりまして道民の生活を維持向上せしめ、以て道政の窮極目標たる生活文化の昂揚の礎たらしめたいと思つてあります。

かくして昭和二十五年豫算は右に申述べました三大重點政策の具現化と當面の諸施策とを中心として編成に當つたのであります。其の結果道歳出豫算總額は百三十一億一千九百餘萬圓となり、普通會計豫算額は壹百拾五億七千五百餘圓、特別會計豫算額は十五億四千四百餘圓となるに至つたのであります。

普通會計歳出豫算に見合う收入としては獨立税、地方配付税、その他の稅收入五十三億七千三百餘萬圓、國庫支出金四十三億七百餘萬圓、その他使用料、手数料、起債等見込みまして收支の均衡を得た次第であります。

尙此の際特に申上げたいことは、昭和二十五年豫算は例年のそれと趣を異にしてシャープ勸告の具體化と云う空前とも申すべき地方税制財政の變革を前にしてこれを編成したと云う點であります。即ち本豫算は一應現行制度を基礎としてこれを編成した次第であります。間もなく税制その他諸制度の改正が行われることになつておりますので、この經過に即應し、當然改訂更正致さなければならぬものであること

を御了承願ひたいのであります。

現狀下においては、その適確なる材料の把握には相當の困難があり、税制度改正の結果は本道にとつては相當に影響あることも豫想されますので今後は本道の實情を中央に充分反映せしめ、特に平衡交付金制度の運営にあつては、充分本道の實情が具現化されるよう努めなければならぬと考へます。

何卒各位におかれても何分の御力添えを願ひたいと存する次第であります。

以上私は既往三カ年間の情勢と、これに對應した施策を振り返つて得ました今日の狀態は經濟の安定が推進されつゝあるとはいへ、この安定の裏に潛む諸矛盾とそれに加えて本道の後進性と移動人口の急激的な増加等が明瞭に表われて來ていたのであります。

こゝに於てこの新局面に對應する具體的な施策として三大重點政策を實施し、これを足場として客觀情勢に即應しつゝ、長期建設への展望が期せられなければならぬのでありまして、その長期建設は本道産業經濟にまつわる植民地性と後進性の拂拭であり、又本道經濟の日本經濟における正しき位置づけでなければならぬと考へます。

此の際私は「一國の經濟は遅れた地域の開發を放置しては全體としての繁榮を期し得ない」というトルーマン經濟諮問委員會の意見を想ひ起すものであり同時に道内自體においても、そ

の地域的偏向性の打破につとめるべきであると考えます。かくして私の屢々主唱する道民生活文化の向上を基調とした総合開發が道民の正しい批判と協力によつて推進されなければならぬと信ずるものであります。近く發足するであろう北海道開發廳がこの精神を以て本道の総合開發を正しく強力に遂行せられるよう強く要請し且つ期待してやまないであります。こゝに私は昭和二十五年年度道政基本の方針について中上げ道議會議員及道民各位の絶大なる御協力を御願ひ致す次第であります。

▲昭和二十五年年度道費歳入歳出

豫算案の概要

昭和二十五年年度歳入歳出豫算案についての大要はつぎの通りである。

産業經濟關係について

有者農業經營方式を急速に確立するため農家の自立經營と地力の増進及び生産の増強を図るための經費

- 一般及び開拓農家に對する牝牛二千頭の購入貸付に要する經費 七千萬圓
- 原々種牝牛を輸入して品種改良を圖るためその購入費 五百萬圓
- 種牝牛の購入貸付費 五〇頭分 一千萬圓
- 種牝馬の購入貸付費 二〇頭分 六百萬圓
- 種牝綿羊を輸入して品種の改良を圖るための購入費 八〇頭分 五百六十萬圓

家畜播殖の奨励を圖るための經費

人工授精所二十箇所増設、共同育雛場五箇所増設、孵卵場四箇所増設補助、その他を合し 三百二十七萬圓

家畜衛生の徹底を期するため防疫及び檢診その他衛生施設に要する經費

馬の流行性腦炎防疫費

三千三百二十一萬圓

馬の傳染性貧血防疫費

二千四百四萬圓

馬のバラチフス豫防疫費

六百六十三萬圓

牛の結核病檢診費

六百八十萬圓

移出家畜檢診費

一千二百二十九萬圓

馬、牛の防疫、檢診及び移出家畜檢診費を除いたその他經費

三百一十一萬圓

その他畜産對策に要する經費

飼料對策及び牧野施設費 三百四十三萬圓

農業試驗場畜産部復舊費(二十五年分)

四百五十萬圓

畜産物増産加工施設費

二百三十七萬圓

農業生産の基本をなす地力増進及び耕土改良施策に要する經費

石灰購入費補助として二、五〇〇町歩分を對象とし

二千二百五十萬圓

赤クローバーにより五、二五六町歩を綠化するための種子購入費補助として

三百七十一萬圓

開拓地分は五割とし

六百二十八萬圓

一般の分は三割とし

特殊土壤の改良のための混層耕を實施する

ため

トラクター用心土犁三五台分購入費及びトラクターの修繕費等 一千二百六十萬圓

傾斜地農耕地帯の侵蝕防止上ヘルサイド等の使用普及を圖るための購入費補助 百台分 三十二萬圓

農作物の病虫害防除に要する經費

市町村共同機動班に對する防除機具の購入費補助二割五分とし 一千二百二十五萬圓

各支廳の防除機動班の活動費

八百二十七萬圓

馬鈴薯凋萎病及び輪腐病の被害豫防試驗費等 二百九萬圓

農業技術の向上普及を圖るための經費

農業改良相談所の整備費 百五萬圓

作物の多收穫共進會及び技術改良獎勵費 二百九十九萬圓

その他農業改良普及費 二千五十四萬圓

農作物の品種改良を圖るための經費

水稻、麥類その他十三品目の原種圃八十八町歩を直營とし、一千八百四十九町歩を委託經營により實施するため 三千五百七十七萬圓

主要農作物増産のために要する經費

食糧増産推進對策費 二百九十一萬圓

水稻温床補助 坪當三三圓四八錢として三千坪分 一億二十九萬圓

馬鈴薯、大豆、麥及び燕麥等の費用

特用作物増産奨励及び甜菜増産奨励に要する
 経費 二百一萬圓
 ライムケーキの輸送補助 三割で 二百萬圓

病害虫の防除費補助 二割で一、五〇〇町
 歩分 三百萬圓
 濫床用油資源の確保と増産奨励のため苧の
 種子購入費補助五割で一、五〇〇町歩分 四十五萬圓

薄荷増産のため種苗に對し 五割で一、四
 〇〇町歩分 四百九十萬圓
 亞麻増産のため播種器及びローラ等の農機
 具購入費に對し 五割補助 百九十萬圓

除虫菊増産のため優良品種圃普及費に對し
 五割補助 八十萬圓
 これらの外一般的経費として

農機具の普及奨励、巡回修理、農村經濟調
 査、經營改善の指導、氣象調査、農業資材
 の確保対策等の促進奨励費 七百八十二萬圓

農村工業振興を圖るための委託費等 百九十七萬圓
 農業試験場、種羊場、畜産部及び農業技術講
 習所關係費 二千九百四十七萬圓

農業試験場費 二千九百四十七萬圓
 種羊場費 二千七百七十七萬圓
 畜産部費 三千三十五萬圓

農業技術講習所費 二百五十五萬圓
 主要食糧及び食品の需給調整に要する経費
 主要食糧の配給の回消を圖るための事務費 六百五十四萬圓

農業調整委員會費 二百十九萬圓
 馬鈴薯の對策費 二百萬圓
 食品關係の配給調整に要する経費 四百六十萬圓

食料品の品質改善及びその増産を圖るため
 の費用 百萬圓
 食料品諮問審議會及び飲食營業臨時規整委
 員會費その他を合せ 三百九十九萬圓

開拓關係に要する経費
 入殖者の開墾助成を圖り且つ基本施設の充實
 強化を圖るため 開墾作業補助 二〇、八三一町歩分 五億一千七百六十九萬圓

住宅建設費補助 二、五〇〇戸分 一億五千萬圓
 小學校建設補助 三〇棟分 一千九百二十萬圓

農家子弟の分家に伴う地元入殖の對策とし
 て、本年度五百戸分の入殖開墾助成費 一
 戸當三分の一補助で二萬圓平均としこの額 一千萬圓

入植の實施指導及び選衡に要する経費 二百萬圓
 副業及び農村工業の奨励指導に要する経費

この外一般的な経費 三千二百三十一萬圓
 未墾地取得事務費 百三十六萬圓
 開拓財産管理費 四百八十三萬圓

開拓財産賣渡事務費 五千六百八十八萬圓
 開拓の促進奨励費 三百二十八萬圓
 農地關係に要する経費 二十五年度において、牧野四萬八千町歩の買
 収と、十三萬町歩の賣渡の完遂及び農地法に
 基く諸般の調整事業、土地改良法に基く農地
 の交換分合事業等に要する経費として

道農地委員會費 六百八十八萬圓
 交換分合施設費 三百七十七萬圓
 市町村農地委員會費交付金 八千九百九十萬圓

管理登記及び牧野調査交付金等 二千七百三十萬圓
 農地改革調査指導費 一千四十九萬圓

本道の農地改革の歴史的過程に關する諸資料
 を蒐集、整理し今後の農業政策並びに農業經
 營に資するための新規事業として 農地改革史の編纂に要する費用 百二十萬圓

農業協同組合の育成、組合經營上必要なる農
 業金融對策及び農産物の統制撤廢に對處し市
 場對策の一環としての農業倉庫の助成等に要
 する経費 四百五十三萬圓

農業協同組合育成費 四百五十三萬圓

農業金融対策及び組合の経営改善に要する
指導費 九十九萬圓

農業倉庫の対策としてその建設費の三分の
一補助で百棟分の費用 二千十四萬圓
農業協同組合講習所費 七百五十萬圓

林政關係に要する經費

造林獎勵の積極的對策として
造林獎勵費 一般植栽獎勵一萬町歩
造林獎勵費 學校植林一千町歩

分收部分森設定計畫に伴い分收索道二割、
造林道八割を用途とする二千町歩の緊急實
施費用 一千七百萬圓
優良種子の確保に要する種子採取施設費
八百三十六萬圓

優良苗木の供給に要する獎勵苗圃費
二千五百八十七萬圓
これらの外林業對策に必要な經費
民有林施業案改善施設費
三千五百三十五萬圓

治山事業費 五千四百十八萬圓
林道施設費 一千六百二十萬圓
林野火災警防、保安林調査、林産協同組合
指導その他を合せ 三千六百十九萬圓

林業指導所關係費
綜合工場及び附屬施設の充實に要する經費
二千七百三十六萬圓
試験及び操業に要する經費
二千七百二十四萬圓

指導所諸費及び應用研究費 四百十萬圓

商工業關係に要する經費

當面の經濟事情に處する基本的措置として電
力の開發促進、中小企業の振興、貿易振興等
を基軸とする諸般の經費として
電源開發に要する調査費 一千萬圓
中小發電施設費補助 凡そ五割を用途とし
て 五千九百四十萬圓
電力確保對策指導費 百二十萬圓
北海道信用保證協會に對する融資 五千萬圓

中小企業相談所の整備費及びその他指導費
七百六十八萬圓
商工振興對策委員會費その他 四百十八萬圓

貸與機械の購入費 一千二百萬圓
生活必需物資需給調整費 一千三百三十五萬圓

商況調査及び物産斡旋その他 五百五十一萬圓
企業誘致促進その他 四百十七萬圓
地下資源調査費等鑛業の振興に資するため
の經費 一千五十九萬圓
旭川市において開催の博覽會助成費その他
二千萬圓

海外の經濟商況、貿易事情等の調査費
一千二百七十萬圓
觀光宣傳費 四百二十七萬圓

化學工業、金屬工業、陶器その他の試験を實
施しその普及指導の圖るため
工業試驗場費 二千七百八十萬圓
度量衡の取締と甲種檢定の經費 六百三十三萬圓

電氣ガス及び火藥類取締指導費 五百二十三萬圓

水産關係に要する經費
漁業法及び水産協同組合の運営により現下
一般經濟情勢と漁業の實態に即應した適切な
施策を講ずるため
漁業法趣旨普及の徹底と指導を行うための
費用 二百二十四萬圓
漁場測量費 六十四萬圓

漁業組合の指導、漁業手形の普及、漁業金
融對策に要する經費 六百二十六萬圓
國の方針により整理せられることとなつた小
手網漁業の轉換措置として金融斡旋を講ず
ることになつてゐるが充分な融資を得られな
ることとこれらの漁民の資力に鑑み
轉換資金の一割助成とその指導費を合せ
一千九百八十萬圓

淺海漁田の具藻資源の維持培養を圖るため
魚礁の施設投石、岩礁破砕の實施を獎勵し
五十カ所に對する補助金 一千萬圓
鱈、鱈、鰯等の魚族資源の人工孵化を實施せ
しめるため
水産孵化場における經費

水産指導と技術指導を行うため
水産試験費 二千三百二十二萬圓

沖合漁業の奨励を圖るため
大型漁船建造費の補助 一千萬圓

未開發漁田の調査、漁業現況の調査、水産増殖の指導、水産技術普及員の設置奨励等に要する経費 四百七十八萬圓

海上取締費 一千十萬圓

水産加工の品質改善指導を加え輸出向製品の増産を奨励するための費用 九百四十六萬圓

吞鯨その他生鮮水産物等の需給調整費 四百六十一萬圓

土木關係について

道路關係に要する費用

道路修繕費 二百七十打(指定修繕) 三千七百六十打(小破修繕) 一億百十九萬圓

橋梁架換(二千七百米)及び指定、小破修繕を施行する経費 一億七百六十萬圓

災害防除に要する費用 三百十三萬圓

渡船場及び鋪裝修繕に要する費用 三百六十五萬圓

土木用トラックの購入その他諸費 一千三百五十三萬圓

河川關係に要する費用
河川改修費 十一河川(繼續改修) 二河川(新規改修) 一億九千八十萬圓

忠別川上流部の砂防工事費 一千萬圓
堤防指定修繕費 三千八十七萬圓
河川調査及び管理に要する費用 九百五十六萬圓

市町村水道工事費補助 三百三十八萬圓
港灣關係に要する費用
漁港修築費 凡そ二箇所分 二億二千七百九十五萬圓

港灣簡易工事費 三十數港分 一億圓
港灣調査費等 一千二百九十五萬圓

土地改良關係に要する費用
土地改良事業については政府の助成方針が個人對象から團體營業事業に補助するように切替えられてその豫算が相當壓縮せられたが本年度においては
暗渠排水補助 三、三三三町分 七千五百四十六萬九千圓、軌道客土補助 七二〇町分、四千三百五十二萬圓、普通客土補助 六七三町分一千六百四十五萬圓 計一億三千五百四十四萬圓の見透しを得たが、この事業の要請はこれのみにては充足し得えないと考へ、これに道費をもつて

暗渠補助は、二、六六六町分の三割補助、軌道客土補助は、七二〇町分に對する二割の上置き補助、普通客土補助は、二割を補充支出することゝしその費用を合せ、二億一千四百八十四萬圓

これらの外

灌漑排水工事國庫補助 一、五七〇町分 一千五百六萬圓
農道補助 四二、九二一分 八百五十萬圓

石狩地區バンナグロ等五地區の土功組合における灌漑事業を道營事業として施行するための事業費 七千四百萬圓

耕地整理事業費及び土地改良法の實施奨励に要する経費等 五百二十五萬圓

耕地災害復舊費 二千五百萬圓

都市計畫事業に要する費用
準地方費道以上の市街道路の側溝新設、街路植栽、歩道の造成を實施するため
街路事業費 五千萬圓

觀光普及のため交通施設の整備充實を圖る必要上
年度計畫による道路施設費 二千七百五十萬圓

これらの外
戦災復興事業費 一千二十五萬圓

東札幌土地區畫整理事業費 七百五十七萬圓

都市計畫事業費 七百六十二萬圓

公園綠地費、廣告物取締費、地方審議會費を合せ 四百三十九萬圓

教育關係について
義務教育の充實強化を圖るために要する費用
小學校費及び中學校費教員の増員及び旅費

これらの外

單價の引上等を含み

二十六億五千五百七十萬圓

高等學校關係費用

札幌工業及び小樽高等學校の改築費

五千六百萬圓

昭和十六年度設置の俱知安外六實業高等學校の校舎建築費

六千萬圓

罹災高等學校の校舎等の復舊費

五千萬圓

防火施設費

六百十三萬圓

校舎修繕費

一千四百五十萬圓

教育器材設備費

一千萬圓

研究圖書設備費

二百五十六萬圓

教員住宅建設費

九百六十萬圓

定時制高等學校費

一億八千七百五十二萬圓

盲聾者に對する教育施設の強化擴充を圖るため、釧路及び稚内の市立盲聾學校を道立に移管した外に

札幌、小樽、室蘭の各盲聾學校の改築並びに校地買収費

三千六百萬圓

各盲聾學校の修繕費

百九十五萬圓

教員免許法の改正に伴い、教員の研修及び養成並びに資質の急速なる向上を圖るため

現職教員講習費 三千二百八十二萬圓

教員養成費

五百五十萬圓

道立教育研究所費

四百七十二萬圓

教育研究會及び教職員研修費

三百五十五萬圓

教育獎勵費

三百三十萬圓

教員檢定費

二百八十六萬圓

教育の刷新改善を圖るため

教育調査費 二百一十一萬圓

單級複式教育振興費

四十八萬圓

モデルスクール及びホームプロジェクト實驗學校費

百二十萬圓

カリキュラム編成費

百二十四萬圓

教職員の厚生施設として

教職員會館經營費 百九萬圓

教職員地方會館設置費 四百五十萬圓

教職員共済組合給與金 八千六百十二萬圓

社會教育の浸透徹底を期するため

社會教育委員會費 百六十九萬圓

社會教育指導費 百六十一萬圓

成人教育費 三百三萬圓

青少年教育費 百六十八萬圓

社會教育施設費 二百七十七萬圓

文化振興費 八十三萬圓

視覺教育費 五百六萬圓

史蹟名勝天然記念物保存費 百三十萬圓

圖書館費 三百八十八萬圓

社會教育研修所費 百七十一萬圓

學校衛生、學校體育並びに社會體育の伸展を圖るため

學校體育及び社會體育の振興諸費 四百二十五萬圓

學校體育及び社會體育の指導講習費

四百二十五萬圓

レクリエーション普及費 二百四十五萬圓

道内學生徒の生活相談並びに副業の斡旋指導等の經費 四十萬圓

學校衛生並びに學校齒科衛生費 一千六十一萬圓

學校給食指導費並びに學校給食貸付金 一千八百七十六萬圓

學校健康相談所費 百二十六萬圓

養護教員養成所費並びにこれが養成講習費 四百五十五萬圓

教員保養所費 三千五百七十七萬圓

社會及び勞働施設關係について

生活困窮者に對する保護の徹底を期するため

生活保護費 約八萬人を對象とする各種の扶助 三億九千二百十九萬圓

社會事業の根基を培うための施策として

民生事業費 四百十五萬圓

社會事業振興費 百二十八萬圓

ラ、救護物資費 百二十二萬圓

消費生活協同組合諸費 百萬圓

保護對策費 二百三十萬圓

授産場資金貸付金 二千五百萬圓

引揚者に對する援護對策として

引揚者住宅建築費補助 千六百六十戸分 一億圓

引揚者收容施設の補習費補助 五百萬圓

引揚者收容所の保育、助産、衛生施設費

五百萬圓

五百萬圓

五百萬圓

五百萬圓

五百萬圓

五百萬圓

五百萬圓

五百萬圓

五百萬圓

引揚援護愛の運動費	四百三十四萬圓	國民健康保險振興費	二百四萬圓	登別労働者保養所費	百八十一萬圓
引揚者相談所費	三百二十萬圓	母子家庭引揚者その他生活困難なもので生業資金に困窮しているものゝ對策として		勞政費	七百六萬圓
引揚者住宅交換費等の諸經費	二百三十五萬圓	生業資金貸付金 平均一世帯二萬圓の資金を貸付し、年六分で五箇年以内に償還することを條件とする	八千萬圓	勞働事情調査費	四百三十七萬圓
兒童福祉の完壁を期するため	二百九十一萬圓	住宅對策に必要な經費として		勞働科學研究所費	七百四十五萬圓
女子教護院建設費 凡そ六十名收容	八百萬圓	庶民住宅一、五〇〇戸を建設するための助成費	二億一千九十三萬圓	勞働教育費	一千五百二十萬圓
虛弱兒童施設費 凡そ六十名收容	八百萬圓	住宅改善研究費	七百二十二萬圓	消防關係について	
乳兒院建設費 孤兒凡そ百名の收容保護	六百萬圓	住宅金融轉旋、資材轉旋等の一般對策費	百七十七萬圓	消防に關する經費	
教護院費	三百五十萬圓	失業對策並びに一般職業行政に必要な經費 應急的對策として道直營の失業對策事業費	一億圓	消防關係者の土氣昂揚のため消防表彰制度の設定に要する經費	三百六十一萬圓
兒童相談所費	一千六十萬圓	道費補助の失業土木事業費	一千萬圓	消防學校施設擴充強化とこれが運営に要する經費	四百四十五萬圓
精神薄弱兒童施設費	三百三萬圓	道費補助の緊急失業對策費	二千萬圓	保健衛生關係について	
兒童委託費	四千三百萬圓	恒久對策費として		保健所の整備充實を圖るため	
女子家庭對策の一環として		求人開拓費、その他失業の調査勞働力の調整及び再生産に要する經費	一千五百六十二萬圓	保健所應舎の増改築及び職員住宅の設置に要する經費	四千五百八十八萬圓
母子寮を二箇所建設するための補助費	二百五十萬圓	これらの外		無醫村診療所の設置並びに無醫部落の保健對策として	
保育所設置費補助	百萬圓	職業輔導所維持運營費	二千八百八十三萬圓	無醫村落巡回診療實施費	七百四萬圓
母子衛生費	三百六十一萬圓	北見輔導所増築費	七百七十九萬圓	結核豫防對策として	
母子家庭職業取得費	二百四十萬圓	勞働行政一般に關する經費		北見結核療養所に一五〇床の増設と釧路市に二百床の結核療養所を新設するための經費	五千二百二十萬圓
國民健康保險事業の振興を圖るため		勞働組合指導費	四百七十六萬圓	結核豫防費	七千二百四十五萬圓
直營診療施設四十八箇所分の設置に對する補助	一千六百五十八萬圓	勞働會館設置補助	一千三百三十六萬圓	性病豫防對策として	
國民健康保險組合の事務費補助	九百六十六萬圓	札幌勞働會館費	百八十八萬圓	性病豫防費	六百七十七萬圓
保健婦設置費補助	六百四十萬圓				

檢 療 所 費 二百三十二萬圓
 治 療 院 費 六百十七萬圓
 性病診療所費 四百四十五萬圓
 傳染病の豫防對策として
 豫防接種、保菌者の檢索並びに日本腦炎、
 トラホーム、癩、寄生虫及び小兒まひ等の
 豫防の諸費用 五千二百八十三萬圓
 これらの外

麻薬患者及び麻薬取扱者の取締、並びに大
 麻の根絶及び統制醫藥品衛生材料等の適正
 需給等に萬全を期するための經費 六千五百八十三萬圓
 理容師法、營業三法等に基づく環境衛生諸費 五千七百四十三萬圓

優生保護諸費 五百二十六萬圓
 衛生研究費 千二百三十九萬圓
 看 護 費 七百六十六萬圓
 衛生調査研究費 四百九十萬圓
 鹼齒豫防費 百九十二萬圓
 保健婦養成所費 二百五十五萬圓
 病院給食指導等の保健指導費 二百八十萬圓
 醫療監視等の醫務諸費 二百五十七萬圓

道廳費關係について
 一般職員の給與費及び廳費等
 道 職 員 費 人件費、物件費を合せ
 九億八千三百七十六萬圓
 本廳諸費共通費 七千三十三萬圓

支廳諸費共通費 二千九十二萬圓
 東京事務所費 一千八百八十八萬圓
 職員の教養並びに福利厚生施設費 一千五百八十四萬圓

その他について

本廳並に支廳々舎の増築又は修繕等に要す
 る經費 六千七百四十五萬圓
 職員公宅の新築並びに官公舎の維持修繕費 五千四十六萬圓

職員寮の建築並びに修繕工事費 八百九十二萬圓

印刷所の改築費 四百二十九萬圓

道政の未端滲透を期する弘報活動費 一千萬圓

私立學校に對する經費補助 四百八十萬圓

寶くじ發行費 三千六百萬圓

道税の徵收と稅務機構の擴充に伴い要する
 經費 一億四千三百九十九萬圓

行政の敏速化を圖る短波無線電話の設置費 四千三百萬圓

貯蓄の獎勵並びに市町村の行財政指導等に
 要する經費 四千四百六十三萬圓

連合軍要員に對する物資購入資金貸付金 三百萬圓

統計調査費 七千三百三十三萬圓

北海道綜合開發に關する經費 九百萬圓

渉外勞務費 一千百四十七萬圓

をそれぞれ計上して諸般の行政關係事業及び事

務の遂行に萬全を期せんとするものである。

歳入については、税について目下政府におい
 てシャウプ稅制使節團の勸告の基本原則に基
 地方稅制の根本的改革が企畫せられており近
 畫期的な改革が行われる見込であるが、未だ決
 定の段階に至つていないので、地方自治廳より
 の通達の趣旨に則り現行制度による措置をした
 のであつて、これが積算については各稅目にわ
 たり慎重なる檢討を加え課稅標準の完全なる把
 握に努めその增收を企圖し得るものについては
 極力收入の増加を圖り當面せる歳出需要に對應
 する收支の均衡保持に努めたのである。しかし
 て道稅總額は五十三億七千三百三十三萬圓とな
 り前年度當初豫算に比し十五億百八十四萬圓の増
 加となつたのであるがその増加した額を大別す
 ると、獨立稅七億百四十六萬圓、目的稅三百五
 十六萬圓、地方配付稅七億九千七百七十二萬圓と
 なり、更らに獨立稅等について増減の主なるも
 のを税目別に見れば、増加したものは

道 民 税 一億四千二百六十九萬圓
 地 租 三千八百一十一萬圓
 家 屋 税 三千三百五十五萬圓
 事 業 税 二億百六十七萬圓
 酒 消 費 税 九千三十二萬圓
 電 氣 ガ ス 税 四千七百五萬圓
 鏝 區 税 千二百二十九萬圓
 自 動 車 税 八百五十三萬圓
 不 動 產 取 得 税 一億七百四十二萬圓

遊興飲食税 五千三百十八萬圓
建物改修税 六百三十二萬圓
等であつて、減少したものは

入場税 九百三十二萬圓

入湯税 千八百六萬圓

營業税 五百二十二萬圓

等であり、主として課税標準の増減に因るものであつて道税収入は歳入豫算總額の四十六%を占めているのである。

次に税外収入においては
義務教育費國庫負擔金 二千四百六十一萬圓

地方職員國庫負擔金 一億四千八百六萬圓

社會及び勞働施設費國庫負擔金 二億九千五百八萬圓

産業經濟費國庫負擔金 一億九千五百九十九萬圓

保健衛生費國庫負擔金 九千六百六十九萬圓

土木費、教育費、社會及び勞働施設費、産業經濟費、保健衛生費、統計調査費、選舉費及び諸費國庫補助金 二十二億四千六百七十七萬圓

使用料及び手数料 三億九千六百三十九萬圓

を見込み、また企業収入として賣くじの發賣による収入六千萬圓及び地方競馬費會計並びに自

轉車競技會計の益金八百八十二萬圓を繰入れることとし、又土木費等の歳出財源の一部として港灣簡易工事、漁港修築工事等の負擔金一億六千三萬圓を見込み、更らに財産収入百五萬圓、財産賣拂代金四百二十二萬圓並びに保健所収入等の雜収入四億四千七百七十四萬圓及び起債七億四千五百萬圓をそれぞれ見込んで收支の均衡を得たのであつて以上が普通會計についての概要である。

次に特別會計について

醫科大學特別會計は、札幌女子醫學專門學校の新制醫科大學の昇格に伴い、校舎八百七十五坪の建築並びに附帶設備費一億七十萬圓及び學校の維持經營費二千二百二十九萬圓の外附屬病院に精神病棟の新設及び外科臨床講堂等の若干の増収築に要する經費三千三百二十五萬圓を計上し、なお本會計の財源につき一般會計より六千四百四十七萬圓を繰り入れて收支の均衡を圖つた。

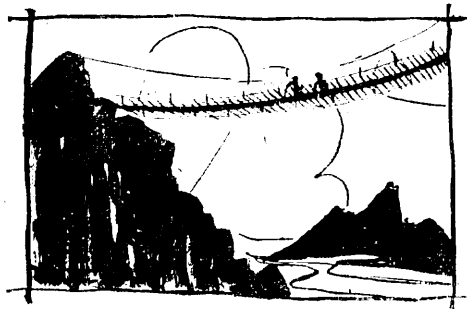
北海道病院費特別會計については、本年度より特別會計を設定したのであるが施設の備等に原因し獨立採算制の域に達し得ないので差當り經常の經費以外は一般會計から繰り入れて收支の均衡を圖つた。

その他の特別會計においては、恩給基金及び轉貸資金會計のようにその性質上他會計からの繰入或は特定經費の收支をなすものを除き何れもそれぞれの獨立採算制を建前としてい

るが、模範林費、公有林費會計については前年同様森林經營のため造林及び林道施設その他の森林事業の遂行を計畫しているが模範林費會計においては普通會計に二百五十萬圓を繰出すこととした。

なお地方競馬費會計においては、前年度同様小樽外五箇所で開催する計畫であり普通會計に對し一般繰入金三百八十二萬圓又道營自轉車競技費會計に對し、札幌で七回開催を計畫し普通會計に對し一般繰入金五百萬圓を計上した外水産物検査費會計から一般繰入金一千萬圓を普通會計に繰入れ財源の一部に充當したのである。

以上が昭和二十五年北海道費普通會計並びに特別會計歳入歳出豫算の概要である。



▲請願

第一回定例道議會において各常任委員会に付託した請願は次のとおりである。

請願番號	件名	請願者	付託した 委員会
請願第一號	サロベツ川切替工事施行の件	豊富村長 相馬惣三郎 外一名	木
同 第二號	北方新漁田開發基地設置に關する件	香深村長 野村太市 北海道具米作研究會會長 幸次	産
同 第三號	北海道具米作研究會に對し道費助成の件	北海道具米作研究會會長 幸次	濟
同 第四號	薪炭生産に對し補助助成の件	北海道薪炭生産林産組合連合會會長 舟川幸作 旭川市立高等學校並に旭川市立女子高等學校道立移管の件	務
同 第五號	旭川市立高等學校並に旭川市立女子高等學校道立移管の件	旭川市前野與三吉總	務
同 第六號	道立綜合種畜場の早期復舊完成の件	音更村長 田柳助經 常盤村長 外二名 川龜太郎總	務
同 第七號	定時制普通高等學校設置の件	廣尾町長 野元吉總	務
同 第八號	廣尾町に帶廣高等學校分校(定時制)を設置の件	廣尾町長 野元吉總	務
同 第九號	橋梁架替及び道路復舊補助工事の件	新得町長 杉本義行 外一名	木
同 第十號	上川―美河間道路改良工事施行の件	三石村長 廣田時治 廣田時治	木
同 第十一號	三石港擴張工事繼續施行の件	三石村長 廣田時治	木
同 第十二號	土地區劃整理施行の件	厚岸町長 岐紀文 土岐紀文 木	木

同 第十三號	門別川改良工事施行の件	門別村長 松本末吉 他二名	木
同 第十四號	道立女子教護院設置の件	上川支廳管内町村長會 古東久平 外一名	生
同 第十五號	道立養老院設置の件	留萌市長 原田太八 外一名	生
同 第十六號	市立稚内盲學校を道に移管の件	稚内市長 西岡 外一名	務
同 第十七號	釧路市道湯波内線を準地方費道に昇格の件	釧路市長 佐熊宏平 外一名	木
同 第十八號	富武士船入湖築設工事に對し道費補助の件	佐呂間村長 榮 外一名	木
同 第十九號	佐呂間村市街側溝施設工事(コンクリート)施行の件	同	木
同 第二十號	村道(富武士道路)を準地方費道に昇格の件	同	木
同 第二十一號	十勝川上流域域治水工事施行促進の件	清水村長 松平 外一名	木
同 第二十二號	土地改良事業に對し補助金交の付件	美幌町長 近野吉次 外二名	木
同 第二十三號	枝幸町の水道敷設工事に對し道費補助の件	枝幸町長 齋藤 外一名	木
同 第二十四號	道立商業高等學校を商業課程の單置學校として存置並に市立室蘭女子高等學校を道立に移管の件	室蘭市長 熊谷綾雄 外一名	務
同 第二十五號	石狩川(秋月橋)間築堤改修工事施行の件	旭川市長 前野與三吉 外一名	木
同 第二十六號	屈足基線道路を地方費道認定の件	新得町長 杉本義行 外一名	木
同 第二十七號	太櫛村字鷓泊―日中戸間道路新設工事促進の件	太櫛村長 坂清五郎 外一名	木
同 第二十八號	古櫛多船入湖築設に對し補助金交付の件	同	木

同 第二十九號	散發的土地改良事業に對し補助金交付の件	網走市農業協同組合 小笠原惠士 外二〇三名	木
同 第三十號	木材乾燥工場に對し補助金交付の件	室蘭開發株式會社 社長 新井鏡太郎	工
同 第三十一號	室蘭市に水族館設置の件	室蘭市議會議長 宇賀金 男水	産
同 第三十二號	町村費支辨河川鑑別川を道費支辨河川に昇格の件	弟子屈町長 佐藤 惣五郎	木
同 第三十三號	進地方普通道摩厚道路工事完成の件	同	同

同 第三十四號	嘱託登記費道費支出の件	農地委員會北海道連合 會長 藤野直次 副會長 北方結核研究 會理事 中村 豊	開及び農地
同 第三十五號	結核豫防劑 BCG 製造所設置補助の件	川西村長 川西 美夫	務
同 第三十六號	道立十勝農業高等學校に定時制(農業課程)設置の件	美唄町長 櫻井 吾開	務
同 第三十七號	上美唄團地の教育施設整備の件	猿拂村長 藤 貞雄	拓
同 第三十八號	猿拂河知來別(無醫部落)に道立診療所設置の件	外一名 雄衛	生

常任委員會

▲總務委員會

○二月二日午後一時五分第一委員室で開議、教育長より高等學校再配置計畫についての説明を聴取、請願の審査に入り、請願總務第四十一號美唄高等學校の道立移管の件外十件を審査し採擇九件不採擇二件をそれぞれ決定し、引續き昭和二十五年豫算の概要についての説明を聴取、ついで北大法文學部創設期成會長より法文學部創設寄付金の収入状況についての説明があつて午後四時三十分散會。

○二月二十三日午前十時五十分第一議員室で開議、野口副知事より二十五年道費豫算案の編成概要について、庶務課長より道議會事務局、監査事務局、出納局、行政調査室及び總務部關係の豫算について説明、これに對する質疑應答

あつて休憩、午後一時四十五分再開、美唄町長より美唄町を市とされたい旨の陳情を聴取、坂東議長より議事堂改築についての説明あり、庶務課長及び教育長より教育委員會關係豫算及び高等學校再配置についての説明、これに對する質疑應答あつて休憩、午後三時四十分再開、櫻井北海道中小水道敷設期成會長より北海道中小水道敷設事業に對し道費をもつて補助された旨の陳情あり、引續き庶務課長より民生部及び衛生部關係豫算についで説明、これに對する質疑應答があつて午後四時三十分散會。

○二月二十四日午前十時二十五分第一議員室で開議、庶務課長より勞働部、建築部及び林務部關係豫算について説明、これに對する質疑應答があつて休憩、午後一時五分再開、水産部及び開拓部關係豫算について午前同様説明し、これに對する質疑應答があつて休憩、午後三時二十分再開、船泊村長より船入湖の築設及び全村電化についての陳情を聴取、商工部、土木部、經濟部、農地部及び特別會計豫算について庶務課長の説明を聴取し、これに對する質疑應答あり、更に普通會計及び特別會計の歳入豫算の説明を聴取して午後四時十五分散會。

▲衛生委員會

○二月三日午後四時三十分第一委員室で開議衛生部長及び醫務、保健指導、環境衛生、藥務の各課長並びに豫防課員より所管の昭和二十五年豫算の査定状況についての説明を聴取して午後五時十分散會。

▲衛生民生合同審査會

○二月三日午後二時第一委員室で開議、請願衛生第九號農村醫療事業に對し道費助成又は長期融資に關する件を議題に供し、本多(正)委員より説明があり、これに對する質疑應答あつて休憩、午後三時三十分再開、農業協同組合課長

より本件は醫療行政の面が主であり、これが主管課について検討された旨の發言があり、協議の結果道の主管課を明確にすること及び厚生連醫療施設に關する資料の提出を求めらるることに決して午後四時五分散會。

▲經濟委員會

○二月三日午前十時四十五分第三委員室で開議
 經濟部長より經濟部所管の二十五年年度豫算概算要求について總括的説明があり、農務課長及び農業改良、畜産、食品の各課長より所管の二十五年年度豫算要求内容について説明、これに對する質疑應答があつて休憩、午後一時再開、耕土改良協議會事務局長より耕土改良事業に對し道費の助成方について、ビート會社代表よりビート耕作の振興策に對する援助方について、それぞれ陳情あり、協同組合課長より所管の二十五年年度豫算の要求概要について、食糧課高橋技官より馬鈴薯の對策について説明、東川委員より農業共済組合家畜診療所設置に對し道費の助成方についての陳情を聴取し、午後一時四十分散會。

▲商工委員會

○二月七日午後一時三十分第二委員室で開議、藤森道配電常務取締役及び鈴木日發工務部長より(一)電源開發について(二)電氣料金改定について(三)電氣事業分斷についての説明を聴取、質疑應答のうち委員長より電氣事業分斷反對を強力に運動すること及び各派一名の上京委員派遣につき諮りたる結果二月十一日より二週間の豫定で齋藤委員長及び高橋(雄)、坂東(浩)、横山、高

橋(源)、高橋(辰)、福島各委員を派遣することを決定午後四時三十分散會。

○二月二十六日午前十時三十五分第一委員室で開議、北海道瓦斯會社佐々木常務理事より、北海、旭川、小樽、室蘭の各瓦斯會社の經營事情を説明、これに對する金融及び機械貸付につき、道の援助方の陳情があつて、午前十時四十五分散會。

▲勞働及び建築小委員會

○二月二十三日午後一時三十分副議長室で開議、失業對策事務局塚川主事及び西村委員より大阪府貸金運拂緊急對策要綱について説明、これに對する質疑應答あつて道としての貸金運拂緊急對策要綱案を作成することとして午後三時三十分散會。

會 合

▲一道十一縣稅財制度改革實行委員會

○二月二十日午前十時東京都參議院會館第二會議室に、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、富山、長野、福井、新潟の各縣實行委員が會同、寒冷積雪地方の稅財制度の改革問題につき協議したがその概要はつぎのとおりである。

中川實行委員(新潟)より二月十日以後における稅革實行委及びその後の政府とGIIQとの間における折衝經過について報告説明があり、ついでこのことについての具體的運動方法を議題に供して審議に入つたが、種々論議の結果つ

ぎのような決定を見た。

- 一、議會内又は議院會館内に暫定事務局を當番縣第一班參集の二十六日まで開設するよう努力を拂うこと、なお事務的措置は中川實行委(新潟)に一任。
- 二、事務局開設と同時に通行章を入手し委員會傍聴、記録作製、議會對策等萬遺憾なきを期すること。
- 三、專任の臨時事務員二名を依頼することとし人選その他は幹事縣に一任すること。
- 四、幹事縣においては關係資料等の蒐集に努め送付していたが、今後は資料よりも議會對策を優先的にすべしとの意見により、この趣旨に沿つて活動することとした。
- 五、當番縣の在京期間は一應つぎのように決定したが情勢によりこの期間中全員の參集を求めると併せて確認した。

各縣在京運動期間日割表

班名	期 間	縣 名
一班	二月五日—三月三日	福井縣 青森縣 秋田縣
二班	三月三日—三月八日	長野縣 富山縣 福島縣
三班	三月八日—三月十五日	岩手縣 山形縣 北海道
四班	三月十五日—三月廿日	宮城縣 石川縣 新潟縣

備考 幹事縣(新潟)においては本運動の一貫性の重要に鑑み、中川實行委員を全期間在京せしめること

六、衆參兩院における決議の上程とともに各縣議會においても夫々決議をなし所管行政廳及び關係の向に對し可及的速かに意見書を提出することを申し合せた。

七、本運動の達成に對し負擔金不足の場合には夫々その分擔方を申し合せた。

▲全國議會議長會幹事會

○二月二十一、二十二日の兩日東京都議會議事堂において、全國議會議長會幹事會が開催されたが二十一日は先づ電気ガス税府縣側確保運動の経過及び地方自治法の一部改正法律案の審議経過についての報告があつてつぎの事項について協議を行い、二十二日は協議の結果について關係方面に陳情を行つた。

協議事項

- 一、義務教育費の財政的措置について
 - 二、地方行政調査委員會議專門調査員の選衡について
 - 三、全國都道府縣議會地方行政調査研究委員會(假稱)結成について
 - 四、地方自治制度研究のため都道府縣會代表の渡米促進について
 - 五、地方財政委員會議設置法案について
- その他
- 一、都道府縣議會議事務局會議開催について

▲電力事業再編成協議會

○二月二十六日午前十時五十分第一議員室に、道議會議商工委員、各商工會議所關係者、日發關係者、及び道商工部長並に各關係課長が會同、電力事業再編成問題を協議したが、その概要はつぎの通りである。

齋藤商工委員長より電力事業編成に關する中央の意向及び商工委員の上京中の運動経過について説明、福島委員より補提説明、これらについて質疑應答の結果現状のまゝにおいて分斷されるにおいては電気料金に府縣と著しい差を生じ本道産業も崩壊に導くものであり、且戰時中その開發が全く顧みられず保修の殆んど行われなかつたために著しい需給の不均衡を生じ、今後愈々その開發緊急なりとして曩に立案せられた本道電力擴充五カ年計畫も畫餅に歸する虞があるを以つて世論を喚起し、電力事業再編成に當つてはこれら料金差の調整、今後の電源開發の保障を強く中央に要請すべきであるとの意見に大體一致を見て、一旦休憩。

午後一時再開、富樫札商會頭より午前中の論議に鑑み、電力再編成に關し、急速に世論を喚起し努力すべきであるとの趣旨を以つて廣く産業關係者を構成員とする北海道電力問題協議會の設置方につき動議を提出、直ちにこれを議題に供し異議なく決定、これが常任委員(假稱)の選衡のため休憩、午後一時二十分再開、選衡の結果

齋藤(藤)、横山、太田、乾、福島、坂東(浩)の各商工委員
小樽、札幌、旭川、北見、室蘭、瀧川の各商工會議所會頭
北海道市議會議長會長、北海道市長會長、北海道町村長會長、北海道石炭協會會長、北海道商工中央會長、北海道電力民主協議會會長
等が決定され、その委員長に齋藤(藤)商工委員長が選らばれた、なお本協議會の事務は道商工部商工振興課で取扱うことを了承し、運動方法等についても協議をなし午後二時四十分散會した。

雜 錄

▲議員の動靜

出張期間	用務	氏名
二月二日より 十七日間	水産關係状況調査のため (東京都、大阪府、福岡、長崎、鹿 兒島各縣及び下關、博多、佐賀、鹿 長崎、鹿兒島、別府各市)	議員 石 田 露 松

二月二日より 十八日間	水産關係状況調査のため (東京都、大阪府、福岡、長崎、鹿 兒島、熊本、宮崎、大分各縣及び 下關、博多、佐賀、鹿兒島) 別府各市	議員 石 崎 金 作
二月八日より 七日間	引揚状況視察のため (東京都、舞鶴市、京都府)	議員 中 牧 保
二月八日より 十日間	生活困窮者の状況の調査のため (旭川、小樽、空知、上川支庁管内 各支庁管内)	議員 林 謙 二

かと思われます。そのような考え方は今日民主主義の立場に立つている國々の學問に従事してゐる者は勿論でありますが、行政その他各般の國家的措置の實踐に携わつてゐる者の一般に認めておるところでありまして、皆様の御意見も恐らくこれと違ふものではないと思われます。そういう問題を提出した場合に、私共といたしましては先ずかれらの經濟的立場を向上せしめ又かれらが社會の一人としての職能を一層よく果し得る爲にはどういふ條件が必要であるかという條件を検討致しまして、更にそういう條件を持ちきたすためにはどうしたらいいかという三段構えの構想をいたすのが普通であらうと思ひます。そこで先ず農業者の經濟的立場を向上せしめる問題であります、かれらの經濟的立場は農業者が自分の管理下にある土地をどういふふうで經營するか。すなわち農業者自身のやり方によつて根本的に左右される。そこで若しも完全な農業國であつて、農業以外の産業がきわめて未發達な後進社會、これは世界の中で東洋の大部分が今日未だその中に算えられるのであります、そこでは農業者自身の行動によつてかれらの經濟的立場がよくなるかどうかどうかが決つてしまふのであります。今日の發達した經濟社會、流通や分業の發達した社會―我國も―におきましては、農家の經濟的な境遇は個々の農家自身の活動や、やり方によつて決定されるよりも農業者以外のものかどういふやり方

をするかによつて一層大きな影響を受けるのであります。從來農業政策學においても主として農業の中だけを検討してゐました。ところが最近のアメリカ農業政策學の動向は、農業と農業以外の一般經濟關係を検討いたしまして、他の經濟分野の農業に及ぼす影響が如何なるものかを分析し、この見地からどういふ行政的な措置なり、或は農家自身の活動なりによつて對應して行くべきかという問題に研究の重點が置かれるように進んで参つておるのであります。大學における私共の研究もそのような方向に進めて参つております。これはあまり皆さまには御興味はないかも知れませんが、經濟學そのものの研究も同様な發展過程を辿つて参りました。恩師森本厚吉先生が私共の學生時代に指導して下さつた經濟學は、主としてマージナル經濟學と呼ばれたものでありまして、これは經濟の現象を部分均衡理論において把握したのであります。たとえばお茶ならお茶といつたような個々の商品に關する市場均衡關係の分析によつて原理を取扱い社會經濟關係一般を説明し又理解して行く方法を發展せしめたのであります。その後ケインズその外の經濟學者によりまして、綜合均衡理論の發展を見、全經濟關係の綜合的均衡分析が經濟學の中心課題として確認され、經濟學は部分均衡の理論から綜合均衡の理論に發展して参つております。農業政策學も農業の内容均衡を問題とする學問から、農業を他の産業と

の間の一般綜合均衡關係を問題とする學問に發展して参つておるのであります。このように見て参りますと、農業の行政に携わる方々も、或は農業者を指導する立場に立つ方々も、農業者は自分だけのことを考え、例えば自分の畑や作物や家畜や自分の經營だけを考え、又は自分たちの村のことだけを考へるばかりでなくして、かれらの經濟條件を確立し、向上せしめるためにはそれ以外のことに最も強い關心を拂わなければならぬことを十分に心得ておく必要があるとす。すなわちたとえば労働者がゼネストをやるとそれが自分たちの經濟的立場にどういふ影響を及ぼすか、産業人が生産縮少をするとそれがどういふ影響を及ぼすか、酪農會社で生産制限をやつたり、纖維工業が工場閉鎖をやつたり、製鐵所が就業時間の單縮をやると自分たちの經濟にどういふ影響をもたらすかということをはつきり理解して、これらの關係をたゞ理解するばかりでなく、これに對してどう對處したらよいか、又どういふふうにして國會を動かして立法機關を通じて政策的措置をとるべきかというようなことを實際に即して工夫し得るようになつて指導することが、今日最も大切なことになつておると考へるのであります、アメリカの農業政策もそのような方向に進んでおることを強調いたしたいのであります。

第一次世界大戰から第二次世界大戰の中間期間におきまして、皆さま御承知のあの農業恐怖

の長い時代が續きました。この時代の経験、或はこの事實を經濟學的に分析して参りますと、計數的にきわめて明白なものが現れて來るのであります。日本の數字はまだ揃つておりません。アメリカの數字でありまして甚だお恥しい次第であります。皆さんが御所望ならば、何時でもお目にかけますが、農業者の所得は農業以外の産業の盛衰に伴い、最も烈しく變動します。農業恐怖は農業以外の産業の不振状態、乃至は生産制限によつてもたらされるものであることをハッキリ知ることが出来ます。これは意見ではなくて事實であります。農業が、農家の經濟状態が繁榮したのはどういふ時代かと申しますと、アメリカにおきましては第一次世界大戦以前の二十年間であります。わが國におきましても日清戦争以後工業化の非常に進展した時代、それから滿洲事變以來の軍事工業、特に重工業化の急激に進行した時代であります。農業以外の産業、殊に都市産業が非常に膨脹して参りまして、農村から人口がどんどん都市に流れて行くようなときに、實は農家にとつて最も望ましい農業の黄金時代を享受することができたのであります。農業は他の産業における一般所得水準の上昇、すなわち都市産業の好景氣によつて好影響を受けると申しましたが、面白いことに低所得階層の人、即ち勤勞階級の人たちの収入が増加することによりまして、農産物の市場は非常に有利な條件に置かれるのであります。

それ故に勤勞階級の經濟状態、所得水準が向上することは農業にとり、農家の經濟的繁榮にとり、特に重要な條件になるのであります。言い換えれば少數の金持が殖えるよりも、一般庶民階級の所得が向上することが、農業にとつて最も有利なのであります。この意味におきましても、農業は、非常に民主的な産業であると言えるのであります。これと逆に農業者の所得が増大いたしますと、非常に農業以外の産業の生産物に對する市場條件を有利ならしめるものでありますから、結局産業と農業以外の産業、即ち全體の産業が互いに相關連してゐるのであります。一方の搾取、一方の犠牲によりまして、他方のみが榮えるということは絶対にあり得ないことは歴史が物語つておるところの事實であります。そこで農業が繁榮するためには、農業が社會的に負ておるところの經濟的任務を十分に果すことによりまして、結局廻り廻つて直接に或は間接に農業の經濟的立場を向上せしめるということになるのであります。

農業の社會經濟的任務とはどういふことかと申しますと、先ず第一は一般の消費者にできるだけ安い價格で食糧及び纖維、すなわち人間生活に欠くことのできない原料を供給するということでもあります。これは無論自己搾取をして行ふということではありません。合理的な價格でなくてはなりません。技術の改良だとか或は營農の能率化というようなことによりまして、

ますます安い價格でもつて農産物を供給することが結局、ひいては農業者の經濟的な利益になるのであります。これは農業者ばかりでなく外の業者にとつても同じことであり、私共のような官吏にとつても同じことであり、私共のサーヴィスができるだけ合理的に能率高く國民に供給することが社會を利益するばかりでなく、結局われわれ自體の利益になるのであります。それと同じであります。

第二は農業資源の、すなわち土地その外の農業資源の生産性を向上することです。これはあとでも述べるつもりであります。なかなかむずかしいことでもあります。兎に角農家の支配しておりますところの資源の生産力をますます發揮せしめるということが大切であり、少くともこれを破壊せしめたり、その價値を空費せしめたりすることのないようにするのが社會的な任務であり、しかも又ひいては自分たちの經濟的な地位の向上になるのであります。これは農業の負つておるところの經濟的な社會的任務であります。次に農業者はどういふことを望んでおるか、農業者が農業を營んでおる目標は何であるかを考えてみますと、今日この國でもそうではありますが、農業者の生活水準は一般の生活水準よりもすつと低いのであります。従つて農業者はその生活水準を少くとも非農家の大多數のものの生活水準と同様な生活水準を維持し獲得するに足る所得を得ようとしておる

のであります。これは實に當然のことでありまして、國家の立場から申しまして、學問の立場から申しまして、こういうような要求をこれらに實現せしめるように努力することは當然でありますし、又かれらがこういう目標を持つことも當然なことであります。非民主的な社會におきましては主人と使われておる者は社會的に差別せられ、主人の生活水準が十倍も百倍も高いということは當り前と考えられているのであります。民主的な社會におきましては、すべての者の生活水準をできるだけ近づけることを理想としております。

次に農業者は機會の均等を望んでおります。すなわち自分たちが外の産業に移つた方が有利と考へ、或は自由な經濟的活動をしようと考えるときに、少くとも外の産業に従事しておる者と同様の機會の均等を持つとうとするのも當然なことであり、又このことが今日の流通經濟體制の下におきましては、經濟社會を發展せしめる重大な原動力となつておるのであります。農家は又、自分の家族及び自分の住んでおります部落生活の安寧を望んでおります。必要な榮養を獲得するか、或はよい醫療施設を持つとか、或は有能な警察力を備えて一人歩るきをして暴漢に襲われたりする心配のないことを望むのは當然のことでありまして、

そこで次に農業政策の個々の問題に入りまする前に、農業に關する四つの基本的な特徴と思

われるものを一應考えておく必要があると思ひます。これは前に申しましたものを幾分繰返すことになりませんが、メモ的にお話しいたします。農業に關する四つの基本的性格、これも意見ではありませぬ。歴史的に觀察して證明することのできる事實であります。われわれが現實的な政策を樹立し實施しようとする場合には、必ず政策對象なり、政策範圍に入り來るものゝ基本的な性格をハッキリ認識する必要があります。すから、ここで要約いたす次第であります。

先ず第一に停滞しております非常に後進的な社會は別でありまして、現代の發展的な經濟社會の下におきましては農産物、すなわち食糧だとか纖維を主とするところの農産物は、その社會が發展すれば發展するほど、その社會の總生産物の中で占める割合を減少するのであります。明治の初年におきましては、農産物は全生産の九割を占めておつたのですが、だんだん、だんだんその率を減少しまして、戦争當時におきましては一五%か一八%ぐらいに下つた。戦争に負けて經濟の發展が停顿したので事情は變つてまいりましたが、どの國でも發展しておる經濟の下において農産物のその國民經濟の總生産中に占める割合はだんだん減少します。農業はこういう基本的な性格を持つておるのであります。従つてこの割合を逆に増大せしめて行くというやうな政策をとる場合におきましては、こ

れは經濟の發展を抑制する。すなわち社會經濟の自らなる進化の道程に逆行するということになりまして、農業開拓政策を他の産業の發展速度よりも一層急速にどんどん進めて行くということとはわが國の總生産に占める農産物の割合を増大せしめるということでありまして、言い換れば發展する社會經濟に逆行するということにならぬ。今日この問題に關連して、わが國におきましても農業政策に關する對立する意見がある。最もオーストリア的な意見は、戦後、敗戦後の日本においては何よりも先ず、農業生産をどんどん増大して行くことによつて、日本の經濟建設を初めからやり直す、こういう意見が一つあります。それから今申しました發展經濟の理論をとる人々であります。日本を急速に工業化して行かなければならない、農産物の總生産に占める割合を減少せしめることによつて日本の經濟を急速に復興せしめる、そのことが農業それ自體の發展を導くことになる。これは最近になつて現はれて來た農業政策論でありまして、この主張は左の方の人々も近頃唱え始めていたのであります。これは皆さまの研究課題にしたいだきたいと思ひます。私共は戦後の日本の實態を先ず正確に把握することが必要であると思ひます。戦争で工業生産はほとんどまるつぶれになりましたが、このやうな事態の下におきまして、いろいろな隠退藏物資やスクラップのやうなものを何とか組合せた低質な製品は相當

できているようであります。そこで開拓事業や農業生産の拡充強化によつてじりじりと國民經濟の總生産を上らせて行く政策をとることが本當に確實な方法か、それともその方は放つて置いて、或は更に止めてしまつて、工業生産擴充政策に集中し、製品を外國に買つてもらつて經濟の再建を計るのが本筋であるかどうか、少くとも後者の方はややもすれば外國に賣れるか賣れないかはわからないが、兎に角どんどん作るという危険に陥入り易いのであつて、既にその徴候は現れて來ていたのであります。こういうようなもの（自分の洋服を指す。笑聲起る）を作つて、こういうところえ直ぐ穴が空く。こんなものをいくらたくさん作つても、果して日本を本當に發展經濟の下に置くことになるでしょうか、これは餘程考えなければならぬ問題であります。私の言う「發展經濟」とは、一つの國民經濟について申しましたが、それは決して孤立したものではありませんが、その國民經濟の中で工業生産も農業生産も擴大して行くのであります。たゞ農業生産の上り方よりも、工業生産の上りの方が速度が大きいということによつて均衡的に發展する經濟をいうのであります。これには非常に面白い研究が行われています。アメリカが一歩農業が好景氣でしかも安定しつつ發展した時代において總生産の中で農業生産と工業生産の比率が一體どうなつておつたかという點を非常に長い何十年という間の統計

をとりまして計算したところ、農業は毎年々々約二%生産を増加し、但しアメリカですから二%といつても非常に大きいのであります。そして工業の方は六%ぐらい、すなわち一對三ぐらいの割合で双方の生産が上つて行くことと農業が安定しつつ發展するといふ結論が出たのであります。これは甚だ面白い研究でありまして、私共が平生あまりにも抽象的なことしか申し上げられませんでした、皆さんは學者の話を聞いても、實際には何の役にも立たんとお思いになるのは當然であります。農業政策等もこのように進んで参りますと、恐らくここにおいでのお口のわるい部長さんでも少しは面白いなと思われぬのであります。私共もできるだけこのよきな學問の後進性をとり戻して行きたいと願念しておるのであります。兎に角さういふよきな關係がアメリカにおいて發見されたことを御紹介いたします。

第二の農業の基本的な特質は、農村人口は自然増加することでありまして、出生數の方が死亡數よりも多い。ところが都市人口というものはむしろ自然減少すなわち出生數の方が死亡數よりも少いということが一般的に云えるのです。人口に關しましては、人口の三つの類型に基本的な差のあることが發見されています。これは非常に重大なことでありまして、世界經濟の問題としてもきわめて重要なことであります。最近のアメリカにおける世界經濟政策等に關する

研究の中にも、こういう見解がボツボツ出て参りましたが、私共は既に早くから上原先生とか高岡先生などの御指導の下にこういう問題に首を突込んで参つておりますが、人口趨勢は世界的に見ますとアメリカ圏とかソヴェト圏の二つの重大な特徴なのであります。アメリカ圏はいわゆる工業を中心とし、ソヴェト圏は農業を主體としておるのであります。農業は人口の自然増加の源泉であり、工業は人口の自然減少の場であるのであります。これはアメリカのブリンストン大學の人口學者が中心となつて世界の各國各地方の人口を精細に分析して、人口の類型を三つに分類しました。第一類型は出生率の非常に多い地域に見られるものでブリミティブな原始的な經濟社會であります。非常にたくさん生まれ非常にたくさん死ぬ。さういふところでは人口は固定してあります。その人口は食糧によつて制約されています。それはマルサスの「人口論」の支配しておる社會であります。こういう社會に發展はありません。ほとんど食うものだけを作つてそれで辛うじて生きておるよきな社會は動物の社會と同様であります。第二の類型は戦前の日本がこれにあてはまるものであります。死亡率がどんどん減つて行くので出生率は上昇しないが、人口の自然増加が行われる場合であります。これを轉換期の人口類型と呼んでおります。第三の類型は最も高度に發達した經濟社會において見られるもので、こ

ここでは人口が停滞し、更に減少するのであります。死亡率はきわめて低いのですが、出生率もきわめて低いのです。従つて最早や人口が増えない趨勢にある社會であります。アメリカもその一つです。こういう三つの類型がありますが農村は出生率が増加する類型に属するのであります。プリミティブな社會に見られる人口の形をとつておるのであります。ですから世界的に見て、この問題は非常に深刻なものを含んでゐるのであります。

第三の特徴は經濟恐慌、或は不況の時代におきましては、農村から都市へ流れる人口の流動が抑えられるはかりでなく、逆流するという特徴があります。都市はだんだん人口が自然に減つて行くし、農村は自然的に人口が殖えて行くそれ故に大きな都市ができるということは農村からほとんど人口が流れて行くということでありまして、これは一つの社會又は國民經濟社會における正常なる人口の流動であります。これは昔流の考え方と非常に違います。昔流の考え方から言うと、都市に人口が流れて行くことは非常に不健全と見たのであります。しかし科學的に、客觀的に觀察いたしますと、農村人口が農村から都市へ流れて行くのが當然でありますところが一旦經濟界に恐慌が起こるとか、或は不景氣になるとその流れが止まつてしまい、かえつて逆に流れるのであります。これが農業にとつて非常に經濟的に不利な條件を與えるので

あります。この點に關して、いろんな新しい研究が發表されております。わが國におきましても、農業が比較的繁榮しておりました時代をとつて見ますと、農村から都市へほとんど人口が流れております。そうして不景氣な時代、農業恐慌の時代におきましては、都市から農村へ人口が逆流しておるのであります。これは一見經濟學の原則に矛盾するように見えます。經濟學の原則によれば値段の低いところから高い方へ流れなければならぬ筈です。値段が高ければ生産は増大する。値段が低くければ生産はだんだん抑えられて行く筈であります。實際世の中を見ますと、大體この原則が行はれてゐるのであります。皆さん方でも今とつておられる俸給よりも多く得られるということになればそういう方に行くのであります。(笑聲起る)ところが不思議なことには恐慌時代だとか、不況の時代には、農産物の價格は、工業の生産物よりも遙かに下まつて、たいへんな値下りをするのであります。言い換えれば工業の方が有利なんですから、工業の方に生産資源としての人口が流れて行きそうなのであります。値段の安い方へ人口が流れて行く、こういう經濟原則の逆原則が現れて來るのであります。これは農業政策上の一つの重要な研究課題なんであります。この事實はハッキリ統計的に證明されておるのであります。農産物というものはこれは値段が高くなる方が、低くなる方があまり變化し

ません。農業生産というものは大體固定してあるのであります。農家は精一杯働いておる、働きたくて働いておるわけではありませんが、働かざるを得ないのであります。兎に角自分の家族の人たちが働いてやつておるのでありますから、農産物がいくら安くつたからといつて解雇するわけには行かない、首切りはできません。従つて安くなれば一軒一生懸命働くといふような逆現象を起さざるを得ないのであります。ですから農業生産は減らないのです。農業生産は安定してゐますが、しかし農産物の價格は非常に變化する。従つて又農家の所得というものは非常に不安定なものとなるのであります。ところが、工業生産の方はどうかといふと、商人は不景氣の見通しがつくとほとんど投げ売りをする。一方製造家の方では直ぐ操業の短縮を行うとか、工場閉鎖をするとか、或は解雇するとか、いまして、いろいろないわゆる合理化を行います。このように誠に相對立した性格を持つ二つの大きな産業部門は持つていてそれを包攝しておるのが現代の經濟界なのであります。この關係をどう調節して行くべきかというのが實に今日の經濟政策の一番大きな根本問題なのであります。そこでアメリカでも工業生産の例で採用する方式と同様に農業生産の例でも經濟變動に對する對策として生産をコントロールする、制限をする、これが本當の民主的な公正な行き方である。という考え方が農業政策の

中にとり入れられたのでありまして、それがアメリカのA、A、A（農業調整政策）の一つの根幹になつて、そういう見地から長い間の統計をとりまして、いつたいどれだけ生産を制限すれば値段がどれだけ維持されるであろうか、という研究をいたしました。その結果を基礎として作付反別の割當てを行い、生産を減らして価格を維持しようとした。ところがこれはどうもうまく行かない。何故うまく行かないかと申しますと、個々の農家の生産するあらゆる農業生産を全部抑えるということとはとてもできません。従つて或る農家が自分のところの畑で今まで百町歩小麦を作つていますと、來年は小麦の作付面積を一割減らして九十町歩にする、その減らした十町歩に對しては報償金を貰うのですが、作付した九十町歩は前よりもつと念入りにやる。そして十町歩には統制外のものを作付するといふようなことで、統計に現れさせた農業生産は全體としてますます増大し、統制された作物の生産も作付面積の減少に比例して減少しなかつたのであります。こういうように農業の生産を制限することによつて經濟變動に對處するといふような政策は實際にはうまく行かないのであります。この政策は失敗したものであります。兎に角このような經驗は農業恐慌の問題を政策の立場から取扱う場合一つの重要な課題を與えたわけでありまして、農業が恐慌に陥入るといふことは農業生産そのものが

タ落ちになるといふことではなくて、實は農業者が必要とする農業以外のものの側で生産をガタ落ちにさせることによつて起ることがハッキリわかつたわけです。従つて農業恐慌に對處する最も實際的な且つ合理的な方法は農業以外の生産を急激に低下せしめないような政策をとることでありまして、眞の農業政策。特に最も重要な農業恐慌對策は實は直接に農業に對してやるのではなく、他の産業に對してやるべきことなのです。従つて鑛山、或は鐵道なんかでストをやると、苦しむのはそれ自身でもありますが、農業も大きな打撃や犠牲を被るのであります。その意味におきまして農業は保守的な頑固な存在であります。それは農業の持つております四大性格の一つによるのであります。

それからもう一つの性格はこれはアメリカで非常に問題になつたのですが、農産物の價格の値上り、従つて又農家の所得の増大に伴う農家の支出の増大は、農業技術の改善だとか、農家の生活水準の向上のために用いられるよりも、地價、地代にその大部分が吸収される。傾向があるといふ事實であります。これは農業政策の立場から申しましても、非常に重要な問題でありまして、農業が恐慌不況に襲われたときに一番困るのは農業において固定費用が大きな率を占めてゐることでありまして、その固定費用の中には農家の家族勞力もその一つであります。働く人たちは依然として變らない。これは一つ

の固定費用であります。それとも一つ大きなのが地價であります。土地改良費別であります。手持資金で買取ることのできる場合はいいのですが、借金をして買った場合には、少くとも利子を年々支拂わなければならぬのであります。地代も同様であります。定額を年々支拂わなければならぬのであつて、これは固定費用として農業生産費の非常に重要な部分を占めておるのであります。これだけはどうしても支拂わなければならぬ債務であります。大部分の農家は生産を調整することもできないし、適常な他の産業に轉向することもほとんど不可能なのであります。ですから地價を抑えるということが一つの重大な農業政策の軌近の動向になつております。アメリカでは地價を抑えるといふような政策は憲法の立場から容易に行い得ないやうです。しかし土地投機者が土地の投機買賣で甘い汁を吸うことは土地をメチャメチャにする虞れが大であります。土地を耕作農民に解放することはアメリカではデエフアンソン時代からの國策の一つの基本ラインであつたのですが、今日のアメリカでも實現されていません。最近の或る經濟學者の地價の問題、土地制度の問題を論じておるのを見ましても、土地制度の改革はアメリカではどうしてもできないと嘆じています。しかしアメリカのこの理想は今日日本で實現されつつあるわけでありまして、このお陰で、兎に角戦後土地はベラボーに高くなる筈であつ

たのですが、きわめて低くほとんどただのよう
に耕作農家の所有とされたことは現在のみなら
ず、遠い将来にわたつて農家のために、又農業
のために非常な利益となるものであります。吉
田内閣も土地改革はどこまでも完遂してもらい
たいものであります。

農業は以上のような四つの特性を持つておる
のであります。特に皆さんは國家的な立場から
政策樹立及びその実行の任に當つておられる方
々でありますから御配慮を煩はしたいのであり
ますが、いずれにいたしましても政策の根柢を
なすべき目標は一般公共の利益にあることはい
うまでもないのであります。しかし民主主義の
社會におきましては、各種の立場からそれぞれ
の利益が主張される。それぞれの立場は違つた
ですから、労働者は労働者の立場から、使用者
は使用者の立場からと、いろいろ立場が違いま
すのでそれぞれの主張は容易に一致する筈はな
いのであります。一致しないという點において
確かに共產主義の理論は正しいのであります。
そこでこれを政策にとり入れる場合にどうい
う立場からとり入れるかといえますと、やはり
一般公共の利益という立場を目標にする以外に
ないのであります。それが一番いいかとか悪い
とかいう理屈は一應別にして、それ以外方法は
ない、それ以外にあるのは階級闘争です。社會
が置かれておる實情を基盤にしてやる場合には
一般公共の利益というものを基準にするより外

にない。私共はそういう立場をとるわけであり
ます。がしかしこういう立場をとらない人も、
もちろんあり得るわけであります。但しこうい
う目標を置いたとしても、實際に行われる政策
なり、或は措置なりが常に一般公共の利益を促
進させるものであるかどうか、そうだと断定す
ることは、必ずしも常に眞實に一致しない。ど
この國においても歴史と事實はこの理念に常に
一致するものではない。現實におきましては、
特定の者の利益を計るような政策が次々と行わ
れて來ておるのであります。又他の者の犠牲に
おいて、或る者の利益が追求されて來ておるの
であります。これは工業界におきまして、勞
働界におきまして、農業界におきまして、
しばしばそうであります。その生産とか、その
サーヴィスを制限し、サボターヂユすることに
よつて自分たちの、或は自分たちの群の利益、
経済的な地位の向上を圖るといふような行動が
實際にとられて來ておるのであります。ここで
誰れ人もが考えなければならぬことは、そう
して特に農家の方々に考えてもらわなければ
ならないことは、自分たちの経済的な立場を増
進せしめるために何らかの魔力を持つておるもの
があると考え、その魔法を政府や政治に求める
人々もありますが、経済の分野におきましては
價格の引き上げに求めておるのであります。今
日農家の人たちのいうことを聞きますといもが
安い、米が安い、それならばどれだけ安いのか

それをいつたいどれだけ高くしたらどうなるの
かということになりますとこれは甚だハツキ
リしておらないのであります。賃金を引き上げ
たり、價格を引き上げたりする方法はこれはそ
の引き上げがその部分だけに止まつておる間だ
けその効果を持つに過ぎないのであります。外
のものが皆んな同じ方法を用いましたならば、
結局アブハチトラズであります。殊に生産制限
をする、サーヴィスを抑制するというようなこ
とによつてこういう効果を掴みとろうとします
と、これはその群だけ一時利益を収めまするけ
れども、外のものが皆んなそういうことをやり
出しますと、一般公共は一層困窮に陥り、その
群にとつても自殺的な結果をもたらします。こ
の問題につきましてはなおあとで觸れたいと思
います。ここでは基本的な問題を取上げておる
のですから、皆さまのお役に立たないかも知れ
ませんが、経済政策の基準といたしまして、批
判原則となるものは生産やサーヴィスを制限す
るなどという動向は實際的に決つて社會の公
共的福祉をもたらすものではない。すなわち經
済政策の目標に合致するものではなくして、反
するものであるということであります。長い目
で見ますと、それは不利益な結果をもたらしま
す。従つて若しわれわれの経済的な境遇を一層
よくしようとするならば、われわれの支配する
ことのできる経済的條件を最もよく活用し、そ
れによつて最も大きな経済的な價值を生産して

行くようにする政策をとるのが正しいのでありまして、これに逆行するような政策はすべて廢止すべきであります。獨占禁止というような政策はこの立場に立つものでありまして、獨占會社の分割の問題につきましても、獨占を許すならば生産制限を行い、價格の引き上げを導く事によつて獨占業者だけの利益を確保することが出来るからであります。従つて獨占というようなことは經濟的立場から政策の原則として認めることができないのであります。そこでアメリカにおいて、民主主義經濟社會の理想としてどういふ考え方が今行われ、又われわれがそれによつてどういふ點を學ぶべきであるかということを申し上げますと、かれらは理想として自由な企業活動の一般的に活潑に行われることを求めておるのであります。すなわち個人の創意を發揮せしめることであります。日本では戦後民主主義革命が占領軍によつてもたらされ自由が一般に與えられました。ところが、今日自由の眞意を十分に認識しているかどうか全く疑わしいような状態に陥入り、多くの社會的混亂を導いたのであります。アメリカにおきましてもやはりそういうような問題がないわけではないのであります。自由企業、活動の眞意が十分に認識されて、一般に行われるということばなかなかむずかしいことだとされております。何故かと申しますと、それは自由を唱へ自由を主張する者みずからが自由企業とか、自由活

動を抑制するために自由權を行使するからでありまして、こういう矛盾した自由は社會的な自由ではありません。従つて自由な企業、活動の理想というものは或る基準に則り、ゴマカシとか、いつわりを排除してかかる社會的制約の下において職業の自由、轉業の自由、自分が最もよいと考えるものを自由に生産し、經濟活動を營むというようなものでなければならぬ筈です。言い換えれば外の人の自由を束縛したりこれを制限したりしない場合においてのみ自由はその社會的な効果を上げるものであります。しかし果して本當にそういう自由があるかどうか、私共は現實の場合につきましてはいろいろな問題が起つて來ると思ひます。これらについて皆さんからいろいろな實例だとか、御批判を仰ぎたいと思ひます。先ず第一に働く意欲を持つておるものが強制的に失業、怠業をしなければならぬような状態の下に置かれておつては經濟の自由などは壁に畫いたボタ餅であります。言い換えれば雇傭の機會が存在していなければならないと思ひます。私共は學問の立場から申すのでありますからアメリカの人たちにも申すのであります。アメリカでは日本に自由な民主的な社會を興えた。制度的には確かに日本にとつて革命的意義があり、新しい歴史を創造したものであるが、質實的な經濟的な民主主義社會の條件がこれに伴わなければ將來の民主主義社會の發展を阻む結果になる虞れがあるのじ

やないか。これはどうしても働く機會というものが與えられなければならない。有能な人たちはたくさんいるのであります。こういう人たちがどんどんその才能を發揮できるような、そういう條件を興える必要があるものであります。實際向うの人の中にも日本のような乏しい資源の下では民主主義社會の正常なる發展は困難であるということを認めておる學者がだんだん出て參つておるのであります。そういう條件の下におきましては、他の方面、すなわち國境を越えて他の國々に行つて開拓をすとか、或は外の事業に従事し得る機會が與えられるようにならなければならないのであります。こういうような方面に對しても、ますますわれわれは努力しなければなりません。しかしこれは自分たちばかりで解決できる問題ではありませんから外國側におきましても十分に理解を持つようにならなければならないのであります。今日のアメリカにおける經濟政策學の發展段階では、資源の乏しい國々のこのような深刻な問題に對する理解が高められて來ておるのであります。これは私共としましても誠に嬉しい次第であります。

最後に申したいのは今日の思想界の流れの中にある一つの強い方向についてでありまして、これは非常に理想主義的な考え方に立つものであります。理想主義的であるということば決して悪いことではないのであります。それが嵩

じて参りますと空想になつて来る。そして資本主義の社會、對社會主義の社會、アメリカ對ソヴェトというように國家や社會の對立を極端に強調する思想傾向となり、兩者は互に相入れないもの、親の仇のように見る考え方に陥入つてまいります。果して眞に世の中というものはこうしたものであるかどうか、これは皆さまはよく御存知だと思ひますが、絶對の自由放任主義或は完全な共產主義というものが、果して現實において實現することができるといふことは問題であります。それから日本がアメリカにつくべきか、或はソヴェトにつくべきかというような問題を議論しまして、いつたいどちらにつくかなどと首相に質問する議員もあるようでありますが、ここに知事がおられないので内しよで申し上げますが、田中さんが知事であれば、ここにいられる開拓部長が知事になられても、或はどんな人がなつたとしても、私共の經濟狀態や北海道の開拓事業が、知事の交代によつて一足飛びにアメリカのように豊富になり、或は進歩すると考へるならば、それは愚かしい限りであり、そのような宣傳をすることは考への淺い、經驗の足りない愚者や年少者を誤らしめる危険があると思ふのであります。社會の進歩や經濟の發展は、私共の支配し得る資源やわれわれの才能を、われわれの過去の經驗といろいろ考へ合せまして、これからどういふふうに使つて行くか、どれほど賢明に使つて行

くかということによりまして、きわめて徐々にだんだんよくなる外に途はないのであります。歴史は飛躍しない、これは決して悲觀すべきことではありません。われわれの日々の生活が政府を轉覆したり、何々主義をとることによつて一舉にグンとよくなるというようなことは社會全體としては決して望み得ないことなのであります。従つて私共は社會をよい方に向けて行く、これを待するものをとり除いて行く、という漸進主義、きわめて年寄りじみた結論になつて中譯あげませんが、そういう政策が農業にしろ、開拓にしろ、その他如何なる政策分野においてもとらるべきものと思ひます。農業恐慌の問題が前に横たわつてゐるから、北海道の開拓は皆止めてしまふというようなことは、これは決して賢明な思慮ある考へ方ではないと私は考へております。どうも非常に長い間つまらないことを申し上げます……………(拍手)

連記者 小林 實

資料

二月十日閣議決定北海道開發法案

昭和二十四年十月十二日首相官邸で開られた、第五回北海道綜合開發審議會で決定を見た北海道開發法案に關する中間答申にもとづき、政府はこれが取扱に關し慎重審議をなしていた

が、法案要綱は一月三十日次官會議に付され、二月七日に閣議の決定を見、續いて法案は二月九日次官會議に付され、二月十日閣議の正式決定を見たのである。

なお法案要綱審議の過程において保留となつた北海道開發事業費を總理府の所管として一括計上することについては閣議決定の際諒解事項として決定を見たのである。

北海道開發法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、北海道における資源の総合的な開發に關する基本的事項を規定することを目的とする。

(北海道總合開發計畫)

第二條 國は國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道總合開發計畫(以下「開發計畫」といふ)を樹立し、これに基づく事業を昭和二十六年から實施するものとする。

2. 開發計畫は、北海道における土地、水面、山林、礦物、電力その他の資源を総合的に開發するための計畫とし、その範圍については、政令で定める。

(北海道開發廳の設置)

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十號)第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として北海道開發廳を設置する。

2. 北海道開發廳の長は、北海道開發廳長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(北海道開發廳の所掌事務の範圍及權限)
 第四條 北海道開發廳は開發計畫について、調査し、立案し、並びに開發計畫に基く事業の實施に關する事務の調整及び推進にあたる。

(北海道開發廳に置かれる特別な職)

第五條 北海道開發廳に次長一人を置く。

2. 次長は、長官を助け廳務を整理する。

第六條 北海道開發廳に參與十人以内を置き廳務に參與させる。

2. 參與は、關係行政機關の職員のうちから、長官が命ずる。

3. 參與は、非常勤とする。

(北海道開發審議會)

第七條 北海道開發廳に北海道開發審議會(以下「審議會」といふ)を置く。

第八條 審議會は北海道開發廳長官の諮問に應じ、開發計畫に關する重要事項について、調査審議する。

2. 審議會は、前項の事項について長官に建議することができる。

第九條 審議會は、左に掲げる者につき、内閣總理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者
- 二 參議院議員のうちから參議院が指名した者

三 學識経験のある者 十二人以内

2. 委員の任期は、二年とする。但し委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の殘任期間とする。委員は再任されることができる。

3. 委員は、非常勤とする。

4. 審議會の會長は、委員のうちから互選する。會長に事故があるときは、會長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5. 會長は會務を總理する。

6. 前項に定めるものを除く外、審議會の議事及び運営に關し必要な事項は審議會が定める。

(職員)

第十條 北海道開發廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十號)の定めるところによる。

(定員)

第十一條 北海道開發廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1. この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し附則第三項の規定の中總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七號)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2. 北海道開發廳は、第四條の規定にかゝらず、昭和二十五年において國の執行する北海道の開發に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

3. 總理府設置法の一部を次の様に改正する。第十七條中「行政管理廳」を「行政管理廳・北海道開發廳」に改める。

行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第七號)を

行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第七號)を
 北海道開發廳設置法(昭和二十五年法律第十五號)に改める

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5. 北海道における資源の總合的開發に關する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、總理府の附屬機關として、北海道綜合開發審議會を置く。

6. 前項の北海道綜合開發審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項の定めるところを除く外、政令で定める。

4. 國家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一項の總理府の項中「行政管理廳」を「行政管理廳・北海道開發廳」に改める。

北海道における資源を總合的に開發して、國

民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道綜合開發計畫を樹立し、並びに調査、立案及び實施に關する事務の調整等に於ける機關として、總理廳に北海道開發廳を設ける等の必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

北海道開發事業費の取扱ひについて

(讀解事項)

北海道開發法の制定に伴い、北海道開發計畫に伴う開發事業費については、昭和二十六年度以降、總理府所管に計上し、使用に際しては、關係者に移し使用し得るものとする。

前項により總理府所管に計上する經費については、北海道開發審議會に諮るものとする。

◎新購入圖書紹介

- | | |
|------------|--------------|
| 書名 | 著者 |
| 北海道先史學十二講 | 米村 喜男 編 |
| 海外市場の分析と展望 | 經濟安定本部 貿易政策課 |
| 自叙傳 第五卷 | 河上 肇 |
| 思考と觀測 | 湯川 秀樹 |
| ソ連勢力圏の内幕 | ジョン・ガンサー |
| 古寺巡禮 | 和辻 哲郎 |
| 西田哲學と田邊哲學 | 高坂 正顯 |
| アメリカ哲學 | 鶴見 俊輔 |
| 商 品 學 | 石井 頼三 |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------|-------------|---------------|-------------|------------|--------|---------|----------|-----------|-----------|---------|----------|---------|--------|---------------|-----------|----------|----------|---------|--------|---------|--------------|---------|-------|------------|------------|-------|-------|-------|----------------|
| 戦後日本の貿易・金融協定 | 世界經濟の地域構造 | イギリス封建社會經濟史 | アメリカ産業革命社會史研究 | アメリカ經濟史研究序説 | 人事管理十五講 上巻 | 生産力配置論 | 販賣能率の増進 | 米國農政問題研究 | これからの中小企業 | 中日貿易の實際知識 | アメリカ經營學 | アメリカの新商品 | 戦争と世界平和 | 世界新語辭典 | 戦後經濟の再編成 第二分冊 | スト騒擾事件の顛末 | 新生土耳其共和國 | 會計學の根本原理 | 剩餘價值學說史 | 社會化配給論 | ソ連の企業經營 | 宮本武藏 第一卷、第七卷 | 讀書法と勉強法 | 政治 感覺 | レ・ミゼラブル 下巻 | 第二次大戰回顧録 3 | 文史朗隨筆 | 基督教の話 | 竹の屋劇評 | 人にはどれほどの土地があるか |
|--------------|-----------|-------------|---------------|-------------|------------|--------|---------|----------|-----------|-----------|---------|----------|---------|--------|---------------|-----------|----------|----------|---------|--------|---------|--------------|---------|-------|------------|------------|-------|-------|-------|----------------|

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|-------|--------|------|-------|--------|--------|--------|-------|------|------|--------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 外務省通産省 | 管理貿易研究會 | 除野 信道 | 矢口 孝次郎 | 五島 茂 | 鈴木 圭介 | 高田 琴三郎 | 坂入 長太郎 | 日本能率協會 | 東井 金平 | 中小企業 | 應指導部 | 中日貿易協會 | 古川 榮一 | 清水 正巳 | 讀科新聞 | 社實新聞 | 東京大學 | 新聞研究會 | 特殊委員會 | 整理委員會 | 河合 輝三郎 | 明禮 雄三郎 | 木村 重義 | カール・マルクス | 岡本 理一 | 經營研究所 | 吉川 英治 | 市橋 善之助 | 大石 兵太郎 | ウイクトル | ヴェイゴトル | ウインストン | チャールズ | 鈴木 文吏朗 | 小島 文吏朗 | 響庭 篁村 | 中村 白葉 |
|--------|---------|-------|--------|------|-------|--------|--------|--------|-------|------|------|--------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|

續原子力の將來	第七フランス通信	續 俘虜記	うるさき人々	眞理の探求	美しいレイニン傳	トルストイ入門	畫壇 是非	生き残つた青年達の記録	青春をどう生きるか	てんやわんや	讀賣年鑑	福岡縣議會月報	道政	南海天震災誌	栃木縣勢要覽	寄贈圖書	書名	著者	寄贈者	
シ・W・ブリーク	瀧澤 敬一	大岡 昇平	杉村 廣太郎	宮西 豊逸	成田 精太	市橋 善之助	東大 物論研究	石井 俊輔	房編 集生部	羽仁 説子	獅子文六	讀賣新聞社	福岡縣議會	北海道政協會	高知 縣	栃木縣總務部	統 計	シニョール	小谷 幸太郎	田中 信夫
農家の友	北海道農家の友	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	松田 毅	石灰素製會要録	石灰素普及會	松田 毅

昭和二十五年三月二十日發行

北海道議會時報 第二卷 第三號

編輯 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話 一、八二〇番